

# WTO アンチダンピング協定における 迂回防止措置の位置づけ

— 近年の国家実行及び紛争処理事例をふまえた予備的考察 —

小 林 友 彦

## [目 次]

I. はじめに	200
II. 従来 of 取組みの限界	201
A. 問題の特性	201
1. 「迂回」問題と「迂回防止措置」問題	201
2. AD 分野における問題の特性：本稿の射程	204
B. 従来 of 議論の経緯	207
1. WTO 成立以前	207
a. EC 及び米国の法制・措置の検討	207
b. ウルグアイラウンド交渉	211
2. WTO 成立以後	215
a. AD 委員会・迂回防止作業部会	215
b. ドーハラウンド交渉	217
C. 今日における問題の位相	221
1. 議論の到達点	221
2. 問題の所在	225
III. 近年の動向の分析	227
A. 分析の対象	227
B. 国家実行	227
1. 迂回防止措置に関する各国法令の多様化	227
a. 法令を備える国	227
b. 法令を備えない国	248
2. 各国法令の示唆するもの	250
C. 紛争処理事例	252
1. 関連する先例	252
a. ドーハラウンド交渉開始前まで	252
b. ドーハラウンド交渉開始後	255
2. 近年の紛争処理事例の示唆するもの	261
IV. 結 論	263

## I. はじめに

アンチダンピング (anti-dumping: AD) 措置の迂回 (circumvention) 及びそれに対抗するための迂回防止 (anti-circumvention) 措置については、貿易・投資活動への影響の大きさから1947年の関税及び貿易に関する一般協定 (GATT) 及び世界貿易機関 (WTO) の枠組みの中で1980年代から大きな関心を集めてきた。

後述する通り (後述Ⅱ. A. 1), 迂回行為にどのように対応するかは各国による AD 措置の実効性にかかわる問題であるのに対し, 各国による迂回防止措置を GATT/WTO 協定上どのように位置づけるかは, GATT/WTO, 特に AD 協定の下での AD 措置に対する国際的規律の実効性にかかわる問題である。迂回防止措置は, AD 措置の実効性を担保するために重要な機能を果たしうる一方で, グローバル化する貿易及び投資活動に悪影響を及ぼす恐れがあるという両義的性質を有するため, 今日まで AD 協定の下で迂回防止措置をどのように位置づけるかについて WTO 加盟国間の合意が存在していない。

今日 WTO 加盟国による迂回防止措置が AD 協定上許容されるか禁止されるか, AD 協定上の位置づけは明らかでない。それゆえ, 各国が迂回防止措置に関してどのような国内法制を備えることができるかについても, 各国のとり迂回防止措置が WTO 紛争処理手続において現行協定上どのように判断されるかについても, 大きな法的不明確性が残存している。それゆえ, 許容するのであれば禁止するのである, 迂回防止措置についての国際的規律を明確化することが要請されており, 1980年代以降 GATT/WTO の下で国際的検討が続けられてきた。また, 多くの先行研究がある<sup>1)</sup>。しかしながら, これまで迂回防止措置を GATT/WTO 協定体制の中に適切に位置づけ, かつ, 発展段階も利害も多様な WTO 加盟国の国内法制において実施可能であるような国際的規律

---

1) 最新の研究として, Yanning Yu, *Circumvention and Anti-Circumvention Measures*, Wolters Kluwer, 2008参照。

のあり方は十分に示されていないのが現状である。

以上のような実務面及び理論面の問題状況を背景として、本稿では、近年の経済活動や貿易環境の変化が迂回及び迂回防止措置に関する実際の法令及び運用実行にどのような影響を及ぼしているか検討する。この作業を通じて、迂回防止措置に関する国際的規律を明らかにするにあたって取り組むべき課題を明らかにし、今後の作業の基本的方向性を探ることがその目的である。

論文の構成は以下のとおりである。まず第Ⅱ章において、AD 迂回防止措置についての国際的規律をめぐる議論の経緯及び現状を確認し、今日存在している課題を明らかにする。その上で、第Ⅲ章において、AD 迂回防止措置に関する最近の国家実行及び紛争処理事例を分析することを通して、それらが今後の国際交渉に何を示唆しているのか探究する。最後の第Ⅳ章において、得られた知見を要約し今後取り組むべき課題を提示する。

## Ⅱ. 従来の取組みの限界

### A. 問題の特性

#### 1. 「迂回」問題と「迂回防止措置」問題

(AD 措置の位置づけ)

WTO 協定の一部である AD 協定によれば、ダンピングとはある産品の輸出者による国際的価格差別を指す。当該産品の輸入国政府は、ダンピングによって国内同種産品の生産者が被る損害を除去するために上乗せ関税または価格約束の形で AD 措置をとることが認められている。AD 措置は20世紀初めから今日まで主要な貿易救済措置として利用されてきており、GATT/WTO 体制の下での累次のラウンド交渉等を通じて徐々に関税障壁が低減するにつれて、非関税障壁としての AD 措置が多用されるようになってきた<sup>2)</sup>。

---

2) John Croome, *Reshaping the World Trading System: a History of the Uruguay Round*, at 304 (1995).

(AD 措置をとりまく貿易環境の変化)

AD 措置が発動された後に対象製品の輸出価格の虚偽表示等によって当該措置を迂回しようとする行為がなされうることは、早くから指摘されてきた<sup>3)</sup>。とはいえ、AD 措置に関して伝統的に想定されていたのは、ある製品が一国内において生産され、当該国の生産者又は輸出者からそのまま他の国へ輸出されて輸入国で生産された同種製品と競合するという貿易形態である。しかし、生産・加工技術や流通機構が高度化するにつれて貿易・投資環境は変化しており、ある製品が一国内のみで生産されるとは限らず、生産者や輸出者が一国内においてのみ活動するとも限らず、また、生産者・輸出者が輸入国や第三国の企業と密接に結び付いている場合もある<sup>4)</sup>。とりわけ地域貿易協定や投資協定を通じて地域経済統合が急速に進展する今日、企業が短期間の間に部品調達先、生産過程又は流通経路を柔軟に変更することは珍しくない。

(迂回の位置づけ)

このような生産・貿易過程の多様化に伴って迂回行為が容易となり、AD 措置の実効性が損なわれる恐れのあることが1980年代から指摘されてきた。これが、今日における「迂回」問題である。今日まで、AD 措置の「迂回」だとして問題とされた行為は多岐にわたる。既存措置の措置対象国から対象製品の部品を措置発動国へ輸出し、措置発動国内に移転させた生産設備において組み立てる「輸入国迂回」、既存措置の対象国から対象製品の部品を第三国に輸出し、当該第三国に移転させた生産設備において組み立てた後に輸入国へ輸出する「第三国迂回」、既存措置の対象製品をわずかに異なる製品に切り替えて輸出する「微小変更」、既存措置の対象製品の生産を措置対象国から第三国に振り替え、第三国において完全生産された製品を措置発動国に輸出する「カントリーホッピング」、既存措置の対象者が複数の第三国に輸出した部品又は当該対象者の関連者が第三国において製造した部品を措置対象国に輸出し、単純組立を

3) Jacob Viner, *Dumping: A Problem in International Trade*, at 20 (1923).

4) Terence P. Stewart (ed.), *The GATT Uruguay Round: A Negotiating History*, Volume II, at 1616 (1994).

行う「寄せ集め迂回」、あるいは通関時の虚偽表示等の行為が、問題として挙げられた。

(迂回防止措置の位置づけ)

AD 措置を発動する国の立場からは、WTO 協定に従って多大な時間とコストをかけて手続を踏んだにもかかわらず AD 措置を発動した後に容易に迂回可能であるとすれば、WTO 協定上認められた正当な貿易制限措置である AD 措置の実効性が損なわれるため、対応が必要だと主張される<sup>5)</sup>。これらの国は、当初は対象製品の定義を拡大する等の対応がとられたものの<sup>6)</sup>、EC（当時は EEC）及び米国は1980年代後半から、AD 措置の一環として、迂回輸入された産品に AD 措置を拡張適用するという形での迂回防止措置をとってきた。

こうした動きに対して、日本や香港等の輸出国が懸念を示した。もともと1980年代まで AD 措置を用いるのは主として米国、EC、カナダ、オーストラリア等の一部の国に限られており、日本をはじめ輸出主導のアジア諸国は主として AD 措置を発動される側であったため AD 措置それ自体に批判的であった。それに加えて、輸出国の観点からは、生産・流通過程が国境を越えて結びつくようになった状況においては、AD 迂回を抑止しようとする措置が正当な貿易・投資活動をも規制される恐れが懸念されたためである。さらに、AD 迂回防止措置自体が GATT/WTO 協定の実効性を弱めるという指摘もなされた。というのも、ラウンド交渉等を通じて徐々に AD 措置に対する国際的規律が拡充され、国家の裁量の余地が制限される傾向にあるにもかかわらず、AD 迂回防止措置の名目で AD 措置の人的又は物的な対象範囲を事後に拡大できるとなれば、これまで発展してきた国際的規律が保護主義的な目的から「迂回」される恐れがあるためである<sup>7)</sup>。それゆえ、これら輸出国は、仮に迂回防止措置を認める場合であっても、厳格な要件及び明確な基準に照らして迂回の有無

5) *Id.*, at 1493.

6) Rainer M. Bierwagen, *GATT Article VI and the Protectionist Bias in Anti-Dumping Laws*, at 33 (1990).

7) TN/RL/W/205/Rev.1, 27 April 2006, at 2; Yu, *supra* note 1, at 221.

を判断すべきだと主張した。

他方で、AD 措置発動国から見れば、厳格な要件や明確な基準を設ければ直ちに当該要件や基準を迂回する行為が生じることが容易に予測されるため、規律を明確にすればよいとも限らない。新たな種類の迂回行動に対応するための柔軟性が必要とされる。

## 2. AD 分野における問題の特性：本稿の射程

(AD 分野における問題の特性)

国家のとった措置が迂回されてその実効性を失うという問題は、AD に限らず様々な分野で生じうる問題である。WTO 加盟国のとる措置がその対象となる者による迂回行為のために実効性を失うのを防止するための制度については、WTO 協定のいくつかの分野においてすでに問題とされ、一定の対応がなされてきた。たとえば、繊維協定に基づく数量割当を迂回する行為について ATC 第5条に規定がある。また、関税評価協定に関する閣僚決定においては、申告価額の虚偽表示による迂回行為を防止する措置をとることが認められる<sup>8)</sup>。さらに、2005年の TRIPS 協定改正（未発効）に基づき強制実施権を付与する場合、目的地以外の国に製品が迂回輸入（還流）しないよう防止措置をとるよう定めることができる<sup>9)</sup>。その他、地域貿易協定においては、原産地規則の策定にあたって第三国からの迂回輸入を防止するための規定が設けられるのが通例である。他方で、WTO 協定の規定が加盟国による迂回行為のために実効性を失うのを防止するための制度についても、WTO 協定のいくつかの分野においてすでに問題とされ、一定の対応がなされてきた<sup>10)</sup>。たとえば、禁

---

8) 1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定（関税評価協定）に関する1993年12月15日の閣僚決定である「税関当局が申告された価額が真正であること又は正確であることについて疑いを有する理由がある場合に関する決定」参照。

9) Paragraph 4 of Annex to the TRIPS Agreement, adopted 6 December 2005, WT/L/641, 8 December 2005.

10) ドーハラウンド交渉においても、漁業補助金の規律に関連して迂回防止規定を設

止補助金に関する規律を迂回する行為については農業協定10条に規定がある。また、貿易救済措置を発動する際に原産地規則を操作する行為については、原産地規則協定1.2条に規定がある。

とはいえ、AD分野においては、迂回及び迂回防止措置に関する特有の制度的事情と歴史的経緯があると考えられる。というのも、AD措置はその性質上、特定の国又は特定の企業からの特定の製品の範囲を指定して輸入規制を課すため、当該範囲から外れる国、企業又は製品に振り替えることが一般関税の場合より容易だと考えられる<sup>11)</sup>。とりわけ、1980年代以降は、生産技術の進歩や投資の進展によって生産・貿易形態が多様化したのに加えて、AD措置が多用されるようになったことに対応するかのようにAD措置の迂回が問題として提起されてきた<sup>12)</sup>。これが、米国やEC等の指摘する問題状況であり、それに対応するためにAD迂回防止措置が必要だと主張される。他方で、AD措置は個別の状況に応じて特定の国、特定の企業、特定の製品に輸入規制を課すという点で差別的・貿易制限的な措置であることから、AD措置を課すためにはAD協定をはじめとする国際的規律に服することが義務付けられる。この国際的規律がいわゆるケネディラウンド以降のラウンド交渉等を通じてしだいに明確化・精緻化されてきた<sup>13)</sup>。これへの反動として、AD措置を発動しようとする国においては国際的規律を迂回して当局の裁量を維持しようとする誘因が生じたというのが、輸出国側の提起する問題状況である。

---

けることが提案されている。See TN/RL/GEN/79, 16 November 2005, at 11; TN/RL/GEN/145, 22 March 2007, at 6.

11) See Ivo Van Bael and Jean-François Bellis, *Anti-Dumping and Other Trade Protection Laws of the EC* (3<sup>rd</sup> Edition), at 341 (1996).

12) ただし、関税障壁の低減とダンピング行為の増加又はAD措置の増加との間の因果関係は明らかではない。関税障壁が低減すると、国内同種製品との競争において価格引き下げの効果が大きくなるためダンピングを行う誘因が増すという見方や、自由化によって他国からの同種製品との競争が激化するのに伴ってダンピングを行う誘因が増すという見方がある一方、関税障壁に代わる貿易障壁として輸入国の側でAD調査の申請やAD措置の発動が増えるために、表面化するダンピング輸入の数量も増えるだけだという見方もある。

13) AD協定18.1条、東京ラウンドADコード16.1条参照。

このようないわば「AD措置の迂回」と「AD協定の迂回」との相克は、AD措置が正当な対抗措置かそれとも経済的正当化の困難な保護主義的制度か、調査当局は公正に行動するかそれとも保護主義的性向を有するか、調査対象企業は誠実に行動するかそれとも利益のために脱法行為もいとわないかといった従来から続く基本的立場の対立を背景としている。しかし、それにとどまらず、生産・貿易形態が多様化し複雑化したことに対してAD措置でもってどのように対応可能か、また、それをAD協定においてどのように位置づけるかという新たな問題として立ち現れている。

中でも、AD措置に対して慎重な姿勢をとりつつ、事案によってはAD措置を用いる国にとっては、より困難な対応が迫られることになる。というのも、伝統的AD利用国と比べて人的資源もノウハウも乏しい中で、AD協定との整合性を入念に確保しながら謙抑的・慎重に調査してAD措置を発動するに至るのは、よほどの必要性がある場合だと考えられるため、発動後の迂回行為によって被る損害も大きいものと想定されるからである。

(本稿の射程)

AD協定における迂回防止措置の位置づけを明らかにするためには、長期的にはいわゆる「事実上の迂回防止措置」にかかわるAD協定中の他の規律(対象製品の定義、原産地規則の操作、新規供給者見直し等)を包摂した対応が必要であり、さらに、より広く国境措置の迂回防止措置に共通する問題にかかわるAD協定以外の協定(原産地規則協定、補助金協定、GATT等)の改正をも視野に入れて規律の整合性を確保するといった多元的な調整が必要となることが従来から指摘されてきた<sup>14)</sup>。

しかしながら、従来の国際交渉及び先行研究においては、ややもすれば米国やEC等の一部のWTO加盟国の法制、「EC-部品ダンピング」事件等の一部の紛争処理事案、GATTウルグアイラウンド交渉中のいわゆるダンケルテキ

---

14) さらに、行政法、税法、会社法等における関連措置との関係も問題となりうる。

スト等の一部の交渉文書といった限られた論点のみに関心が偏りがちであった。とりわけ、1980年代以降の国際交渉の展開過程について、今日十分な教訓として活かしていない。また、近年迂回防止法制を設ける国が多様化している現状について、十分な分析がなされていない。さらに、現行協定の解釈をめぐる WTO 紛争処理事案について、十分な注意が払われていない。

それゆえ本稿では、これまでの国際交渉の展開過程を改めて追跡した上で(後述Ⅱ.)、WTO 加盟国の国内法制および WTO 紛争処理事例を検討することを通じて(後述Ⅲ.)、AD 協定の中に迂回防止措置をどのように位置づけるかという問題に対処するための手掛かりを見出そうとする。AD 分野における迂回防止措置とその他の分野の迂回防止措置とを峻別する理由はないものの、上述のように一定の特殊性があること、及び、現在進行中のドーハラウンド交渉のマンダートの一つである AD 協定の「明確化及び改善」の一環として迂回防止問題が取り扱われていることから<sup>15)</sup>、本稿では、さしあたり AD 分野における迂回防止措置に特化して分析を行う。他方で、AD 協定において迂回防止措置の位置づけを明記する(許容するか否定するかは予断しない)際の論点を扱うため、事実上の迂回防止措置については分析の射程外とする。その他、AD 分野以外の迂回に関する制度等、他の事項に関する検討は、別稿に譲る。

## B. 従来の議論の経緯

### 1. WTO 成立以前

#### a. EC 及び米国の法制・措置の検討

##### (i) 国際的規律に関する議論の端緒

AD の分野においては、1987年に EC が迂回防止措置をとるための法令を策

15) See TN/RL/W/200, 3 March 2006, at 3. 2006年ブラジル提案は、AD 措置の迂回について判断する AD 当局と原産地規則協定を適用する税関当局とでは検討の視点が異なるため、AD 当局は原産地の認定に関して原産地規則協定と異なる規則を用いてもかまわないと主張した。しかし、この主張は原産地協定2.1条の規定と明らかに齟齬しており、ドーハラウンド交渉のマンダート外である原産地規則協定の改正を伴わなければ採用し得ない内容である。

定しようとした時点で、迂回防止措置の GATT 上の位置づけに関する国際的議論が始まった。早くも1987年3月の GATT 理事会会合において、日本、シンガポール、香港等が、EC の1987年改正 AD 規則案に対して1947年 GATT 6 条との整合性に関する問題を提起した。具体的には、完成品に対する AD 措置が部品や関連者の生産した産品にまで拡張適用されることが GATT 上正当化されるか、また、正当な貿易及び投資活動を阻害しないかといった点について懸念を示した<sup>16)</sup>。米国の関連法令についても、実施規則の成立した1989年から同様に AD 委員会において詳細な検討に付された<sup>17)</sup>。また、後述する通り、紛争処理手続に付託されたことで、より先鋭に法的論点として表れることとなった。

こうした一連の過程を通して、迂回防止措置の根拠規定の GATT との整合性や、迂回の有無を認定するための具体的な要件及び手続について検討がなされた<sup>18)</sup>。

## (ii) EC の法令及び実行

GATT 加盟国の中で最初に AD 迂回防止措置を法制化したのは EC である<sup>19)</sup>。1987年6月、EC は1984年 AD 規則を改正した<sup>20)</sup>。この改正の主たる理由は、AD 措置対象者が対象産品を部品ごとに EC 域内に輸入してから簡易な作業で組み立てて販売する、「スクリュードライバー作業」と呼ばれた単純

16) C/M/207, 30 March 1987, at 32-33.

17) 当時の主たる AD 利用国であったカナダ、オーストラリア、ニュージーランドが同様の立法を講じなかったことについては、右文献参照。Bierwagen, *supra note* 6 at 54-55.

18) See Lucia Ostoni, *Anti-Dumping Circumvention in the EU and the US: Is There a Future for Multilateral Provisions under the WTO?*, 10 Fordham Journal of Corporate and Financial Law 407 (2005).

19) Statement by Japan, Minutes of the Meeting of the GATT Council on 4 March 1987, C/M/207, 30 March 1987, at 32; Bierwagen, *supra note* 6, at 55.

20) Council Regulation (EEC) 1761/87 of 22 June 1987, ADP/1/Add.1/Suppl. 5, 2 October 1987.

な輸入国迂回に対抗する制度を設けることであった<sup>21)</sup>。域内投資を阻害せずに AD 迂回行為に適切に対処するための条件として、(1)EC 域内で部品から完成品を組み立てるのが、既存措置対象者の関連者であること、(2)AD 調査開始後に当該組立作業が開始した又は顕著に増加したこと、(3)組立作業で用いられた部品総額のうち、措置対象国から輸出された部品の割合が50%超であること、の3要件が設定された。その上で、当局は EC 域内での可変費用、研究開発費用、技術の程度等の個別の事情を考慮して迂回の有無を判断することとされた。迂回があると認定された場合、EC 域内に輸入され組み立てられた完成品に対して既存措置の対象産品と同水準の AD 措置を課すものとされた。

なお、EC は、AD 迂回防止措置は GATT 6 条によっても正当化されうるものの<sup>22)</sup>、本件迂回防止措置は GATT 20 条 d 号に基づく措置だと位置付けた<sup>23)</sup>。

制定直後から1989年まで、日本製品7品目について相次いで迂回防止見直しが実施された<sup>24)</sup>。しかし、次に述べる「EC-部品ダンピング」事件で敗訴した後、WTO 成立まで迂回防止規定は適用されなかった。

関連する主要な紛争事案として、GATT/WTO における迂回防止措置の位置づけをめぐる議論に影響を及ぼしたと言われるのが、1947年 GATT の下での「EC-部品」事件である<sup>25)</sup>。EC による回防止措置に対して、日本が GATT 23 条 2 項に基づくパネル設置要請と1979年 AD 協定15.2条に基づくパネル設置要請とを並行して申請した。EC は GATT 23 条に基づく手続を進めることには同意したものの<sup>26)</sup>、本件措置の法的根拠が GATT 20 条 d 号にあること等を理

21) Commission of the European Communities, *Sixth Annual Report of the Commission on the Community's Anti-Dumping and Anti-Subsidy Activities*, COM (89) 106, 21 March 1989, at 12.

22) ADP/M/22, 15 September 1988, at 15.

23) See e.g., ADP/M/19, 7 August 1987, at 6-8; ADP/W/174, 20 May 1988, at 3-4; ADP/W/175, 20 May 1988, at 2; ADP/M/24, 9 January 1989, at 7.

24) Wolfgang Müller, Nicholas Khan and Hans Hans-Adolf Neumann, *EC Anti-Dumping Law: A Commentary on Regulation 384/96*, at 384 (1996).

25) *European Economic Community—Regulation on Imports of Parts and Components*, Recourse to Article XXIII: 2 by Japan, L/6410, 7 October 1988.

26) *European Economic Community—Regulation on Imports of Parts and Com-*

由に、AD協定に基づく手続を進めることは拒否した<sup>27)</sup>。

GATT23条に基づくパネル手続において、ECは本件迂回防止措置のGATT1条及び3条との整合性について同20条d号に基づいて正当化を試みた。パネルは、ECの迂回防止措置が通関後に組立られた産品を対象として課税する点でAD措置ではなく内国税だと構成した上で、内国税の差別的適用がなされたという理由でGATT3条に違反すると判示した<sup>28)</sup>。また、20条d号における「遵守を確保するために必要な措置」とは法令の履行強制のための措置だと解釈した上で、本件迂回防止措置には既存措置に基づく税の支払いを確保する効果がないという理由から、20条d号によっては正当化されないと判示した<sup>29)</sup>。なお、第三国である米国は同6条による正当化の可能性を指摘したものの、当事国であるECが援用しなかったため、パネルは6条との整合性について判断しなかった。

(iii) 米国の法令及び実行

米国においては、1988年に挿入された関税法781条が迂回防止措置をとるための規定を設けた<sup>30)</sup>。

輸入国迂回、第三国迂回、微少変更品、後開発産品の4つの形態の迂回が対象とされた<sup>31)</sup>。

輸入国迂回及び第三国迂回の認定要件は、(1)既存措置の対象国から、対象産品と同クラス (the same class or kind) の産品に組立てるためにその部品が輸入されたこと、(2)既存措置の対象国から輸入された部品の価額と、米国内で

---

ponents, Recourse to Article XXIII : 2 by Japan : Note by the Chairman, C/165, 9 May 1989, at 1.

27) ADP/M24, 9 January 1989, at 22.

28) GATT Panel Report, *European Economic Community - Regulation on Imports of Parts and Components*, L/6657, adopted 16 May 1990, BISD 37S/132, para. 5.9.

29) *Id.*, para. 5.18.

30) Section 781 of the Tariff Act of 1930, ADP/1/Add.3/Rev.4, 24 February 1989, at 92.

31) *Id.*, Sections 781 (a) - (d).

組み立てられた製品の価額の差が小さい (small) こと、の 2 点であり (781(a)(1)条及び781(b)(1)条)、それに加えて、貿易パターン、組立従事者と既存措置対象者の間の関連関係、及び、既存措置発動後に当該部品の輸入が増加したか否かについても考慮要素として列記された (781(a)(2)条及び781(b)(2)条)。微少変更品については、既存措置の対象範囲内に含めることができるとされた (781(c)条)。後開発製品については、物理的特性、消費者の認識、最終用途、取引経路、広告・展示方法に照らして既存措置の対象製品と本質的に同じである場合は、既存措置の対象範囲に含めることができるとされた (781(d)条)<sup>32)</sup>。

主として当初調査開始前後各 3 か月の貿易パターンを検討するものの、個別の事案に応じて対応する必要があるため、制定当初より意図的に、“small” や “minor” 等の用語の定義を確定しなかった<sup>33)</sup>。

#### b. ウルグアイラウンド交渉

1979年東京ラウンド AD コード (以下、「1979年 AD 協定」) の改正をめぐって1986年から1993年まで行われたウルグアイラウンド交渉においては、米国と EC が主導的に迂回防止措置に関する国際的規律を設けるよう主張した。1980年代以降生じてきた迂回行為に適切に対処し AD 措置の実効性を確保するための枠組みが示される必要があり、同時に、不必要な迂回防止措置がとられないようにするため AD 協定に明確な規定を設ける必要があるというのが、その理由とされた<sup>34)</sup>。他の伝統的 AD 利用国であるオーストラリアとカナダも、提案こそ提出しなかったものの何らかの国際的規律を設けることを支持した<sup>35)</sup>。

ウルグアイラウンド交渉の初期に最も積極的に迂回防止措置の GATT 上の

32) ただし、上記 5 要素は、いずれも確定的な要件ではなく考慮要素にとどまる。

See e.g., ADP/M/27, 28 February 1990, para. 23.

33) ADP/M/27, 28 February 1990, paras. 39-40.

34) See MTN.GNG/NG8/W/28, March 1988, at 1-2; MTN.GNG/NG8/W/59/Add.1, 20 December 1989, at 3.

35) Stewart, *supra note* 4, at 1620-1622; Van Bael & Bellis, *supra note* 11, at 346.

正当化を追求したのは、ECであった。1988年3月のEC提案は、輸入国迂回及び第三国迂回に対して、上記1987年AD規則13(10)条と同様の規則を国際的規律として挿入すべきだと提案した<sup>36)</sup>。1990年3月には13(10)条とほぼ同文の条文案を提出した<sup>37)</sup>。しかし、「EC-部品ダンピング」事件において当該規定がGATT違反だと認定された後、交渉提案を行うことはなかった。

その後は、米国が主導的役割を担った。1989年11月提案において米国は<sup>38)</sup>、3つの形態の迂回防止措置を容認する規定を1979年AD協定に挿入するよう提案した。第1に、輸入国迂回、第三国迂回、微少変更品及び後開発産品に対して、新規調査なしの既存措置の拡張適用できる（いわゆるトラックⅠ）。第2に、トラックⅠが対処する行為に該当しなくとも、既存措置の対象者がそれに準じる一定の行為を行った場合、既存措置を発動するにいたった調査の過程で得たデータを参照しつつ新規調査を行うことができる（いわゆるトラックⅡ）。第3に、トラックⅠ及びⅡに該当しない行為であっても、同一の一般類型（the same general category）に属する産品を繰り返しダンピングした者に対しては、一定の条件の下で次の新規調査の開始時からAD措置を課すことができる（いわゆるトラックⅢ）。

これらの提案に基づく交渉をふまえた条文交渉が1990年半ばから開始された。最初に提示されたのが、1990年7月にカーライル議長の提示した条文改正案（いわゆる「カーライルⅠ」）である。迂回の形態を(1)輸入国迂回、(2)第三国迂回、(3)カントリーホッピング、(4)後発産品の4つに分類し、前二者については5つの要件を満たせば既存措置を拡張可能とし、後二者については新規調査が必要だとしつつ、肯定的な最終決定がなされれば暫定措置の始期まで遡及課税が可能だとした。このテキストは、上記の米国提案をほぼ踏襲したことによって輸出国側の反発が強く、その後いくつか修正が付されたものの多数国間交渉の土台とはならなかった。

36) MTN.GNG/NG8/W/28, 21 March 1988, at 4.

37) MTN.GNG/NG8/W/74, 21 March 1990.

38) MTN.GNG/NG8/W/59, 20 December 1989.

次に、1990年11月にドンケル GATT 事務局長の個人代表の資格でニュージーランド代表マクフェイルが条文改正案（いわゆるマクフェイルⅠ）を提示し、1991年9月にその再改訂版としてマクフェイルⅢを提示した。マクフェイルⅢは、輸入国迂回と第三国迂回の両方について既存措置の拡張適用を認めていた。迂回の認定要件は、以下の7要素である：(i)最終生産物が既存措置対象製品の同種製品である、(ii)組立者が部品輸出者の関連者又は当該輸出者のために行動する者である、(iii)部品輸出者が措置対象者、当該対象者への歴史的供給者又はそのために行動する者である、(iv)既存措置に至る調査開始後に部品輸入及び組立事業が開始又は著しく増加した、(v)部品比率がX%以上かつ輸入国内付加価値がY%以下である（ただし、輸入国迂回の場合と第三国迂回の場合で数値が異なりうる）、(vi)ダンピングの証拠がある、(vii)既存措置の拡張適用を必要であるとの認定を行う。

マクフェイルⅢに対しては、カナダ、オーストラリアに加えてEC、日本、韓国も受け入れ可能だったものの、米国はとりうる迂回防止措置の範囲が狭すぎるとして反対し、他方で香港やシンガポールは迂回防止措置に対する規律が不十分だとして反対したため、その後の交渉の土台となることはなかった。なお、米国がマクフェイルⅢに反対した理由として、第三国からの部品輸出という新たな形態の迂回に対応できないことが指摘される<sup>39)</sup>。

その後、1991年12月には、ドンケル事務局長が条文改正案（以下、「ダンケルテキスト」）を提示した<sup>40)</sup>。形式的には輸入国迂回のみに対して迂回防止措置を認める一方で、遡及適用に関する規定の中で第三国迂回及びカントリーホッピングに対する特別の対応を認めた。

迂回があると認定するには、以下の7要件を満たすことが必要とされた：(i)最終生産物が既存措置対象製品の同種製品である、(ii)輸入国内の組立者が部品

39) Stewart, *supra* note 4, at 1625.

40) Uruguay Round (1987-1994) Trade Negotiations Committee, "The Dunkel draft" from the GATT Secretariat: Draft Final Act Embodying the Results of the Uruguay Round of Multilateral Trade Negotiations, 20 December 1991 (1992).

輸出者の関連者又は当該輸出者のために行動する者である、(iii)部品輸出者が措置対象者、当該対象者への歴史的供給者又はそのために行動する者である、(iv)既存措置に至る調査開始後に部品輸入及び組立事業が開始又は著しく増加した、(v)部品比率が70%以上かつ輸入国内付加価値が25%未満である、(vi)ダンピングの証拠がある、(vii)既存措置の拡張適用を必要とする証拠がある。

迂回が認定された場合、既存措置を拡張適用することができる(12.1条)。

次に、第三国迂回に対しては、新規調査を行う必要があるものの、輸入国迂回の認定に関する上記要件のうち(ii)から(v)までを満たす場合、暫定措置の始期から150日前まで遡及適用できる(10.4条)。ただし、正常な投資を阻害しないようにするため、当初調査開始から30ヶ月経過後にカントリーホッピングに対する調査を開始した場合は、遡及適用を認めないこととした。

さらに、カントリーホッピングに対しては、新規調査を行い、さらに以下の4要件を満たす場合は暫定措置の始期から150日前まで遡及適用ができる：(i)調査対象産品が既存措置対象産品の同種産品である、(ii)調査対象産品の輸出者に対して既存措置対象者が支配力を有する、(iii)既存措置に至る調査開始後に調査対象産品の輸出が相当に増加し、かつ、上記支配力を有する既存措置対象者からの既存措置対象産品の輸出が対応して減少した、(iv)調査対象産品が既存の生産設備を用いて生産された、(v)上記4要件を満たす輸入によって既存措置の救済効果が著しく損なわれている。

この条文改正案に対して多くの国が受け入れ可能との姿勢を示したものの、米国は、迂回防止措置をとるための条件及び手続が煩雑であるとして反対した<sup>41)</sup>。米国はその後、(1)いわゆる「寄せ集め迂回」(既存措置の対象国のみならず第三国からの部品も合計して最終産品の総原価の60%以上を占める場合を迂回と認定するもの)に対しても既存措置を拡張できるようにすべきだ、(2)ダンケルテキストに列記された要件は、例示的な考慮要素とすべきだ、と主張し

41) See J. R. Platt, *A Comparison of Anti-Circumvention of Anti-Dumping Duty Rules in the United States & the Dunkel Draft Proposal*, 16 *World Competition* 89-105 (1993).

た。しかし、交渉妥結間際の米国の提案は、これまでの議論の射程を外れるとして諸国の支持を得られなかった。

結局、迂回防止措置に関する規定について合意に達せず、迂回防止措置に関する明文規定は条文案から削除された<sup>42)</sup>。そのため、1993年12月15日のマラケシュ閣僚会議において、AD 措置の迂回がウルグアイラウンド交渉において問題として取り上げられたものの合意に至らなかったこと、及び、統一的規則を可能な限り早期に統一的規則を適用できるのが望ましいことに鑑みてこの問題を AD 委員会での検討に付託する旨の閣僚決定が採択された<sup>43)</sup>。

## 2. WTO 成立以後

### a. AD 委員会・迂回防止作業部会

#### (i) 議論の経緯

上述の閣僚決定に基づいて、AD 委員会は WTO 発足後間もない1995年12月に、迂回防止措置について検討するための非公式作業部会（「AD 迂回防止作業部会」）を設けることを決定した。しかし、その後どのように検討を進めるかに関して加盟国の見解が一致せず、ようやく1997年3月になって検討の枠組及び手順について合意がなされた<sup>44)</sup>。具体的には、客観的かつ分析的なアプローチをとり、諸国の法制及び実行の AD 協定との整合性については論じないこととされた。また、全てについて合意されるまでは何も合意されないことが確認された。その上で、検討の手順として、第1議題「何が迂回を構成するか」、第2議題「迂回と考えられる行為に対して各国がどのように対応しているか」、第3議題「迂回に対して WTO 協定の下でどの程度まで対応しうるか」、また、他にいかなる選択肢が必要となりうるか」、の3点について順に検討することとされた。

42) Croome, *supra* note 2, at 374.

43) Decision on Anti-Circumvention, adopted by the Trade Negotiations Committee on 15 December 1993.

44) G/ADP/W/404, 20 March 1997.

その後、1997年10月より、諸国の法制及び運用実行の検討を行ってきた。当初は第1議題について議論を始めたものの、加盟国間で何らの合意もないと確認した上で、2000年5月から第2議題、2002年4月から第3議題へと議論の対象を推移させて現在に至る。2001年にドーハラウンド交渉開始後も、条文改正交渉とは異なる技術的な議論の場として年2回開催されている。

## (ii) 現在の状況

迂回防止作業部会は、現行協定の下での加盟国の法制及び措置について非公式に議論するという形式をとったことで、法的成果物を期待されることなく技術的な意見交換を行うことが可能となった。その過程でさまざまな事例や分析が示されたことで、迂回及び迂回防止措置に対する理解が深まっている。

しかしながら、上記の3つの議題のいずれについても、今日まで加盟国間の共通認識を醸成するには至っていない。また、ドーハラウンド交渉開始後は提出書面が漸減し、とりわけルール交渉において迂回防止措置に関する議論が活発化した2005年以降は書面の提出がほとんどないため、実質的な議論の展開が見られないまま見解の不一致が解消されていない<sup>45)</sup>。

ただし、迂回防止措置に関する興味深い動向として、伝統的な迂回の形態とは異なる新たな形態の迂回行為が生じつつあるという指摘がなされている。まず、2003年3月の提出書面において米国が、新企業を設立することによる迂回の事例を提示した。続いて、ニュージーランドは、2007年3月の提出書面においてインボイスにおける他製品との「抱き合わせ」によってAD税を免れる行為が、新たな形態の迂回として生じていると指摘した<sup>46)</sup>。

45) 経済産業省通商政策局編『2008年版不正貿易報告書』（2008年）、225-226頁。

46) “Bundling” of Invoices to Circumvent Anti-Dumping Duties and Price Undertakings – Paper from New Zealand, G/ADP/IG/W/52, 8 March 2007.

## b. ドーハラウンド交渉

### (i) 議論の経緯

ドーハラウンド交渉のマンデートの一つであるルール交渉の一環として、AD協定の「規律の明確化及び改善」を目指す交渉がなされており<sup>47)</sup>、その過程で迂回防止措置についても議論がなされてきた。

2002年に実質的に交渉が開始されてから2003年までに、迂回によってAD措置の効果が減殺されるのを防ぐために迂回防止措置をとることができるようAD協定上規定を設けるべきだと主張がEC、米国及びエジプトからなされた<sup>48)</sup>。しかし、これらの提案に対しては、そもそもどのような行為が問題とすべき迂回行為であるか不明確だとして迂回防止措置に関する規定を設ける必要がないと主張する見解と、マラケシュ閣僚決定において問題と認識されており、実際に国内法上対処を行っている国がある以上は何らかの規定が必要だと主張する見解とに分かれ、交渉の場において加盟国の意見の一致が見られなかった<sup>49)</sup>。

### (ii) 2005年米国提案

その後、2005年2月に、米国が一步踏み込んだ提案を行った<sup>50)</sup>。提案趣旨説明において米国は、迂回防止措置に関するAD協定上の規定が欠けているがために、迂回に適切に対応しようとする加盟国の利益が損なわれていると同

47) Doha Ministerial Declaration, WT/MIN (01)/DEC/1, 20 November 2001, para. 28.

48) TN/RL/W/13, 8 July 2002, at 3; TN/RL/W/50, 4 February 2003, at 1; TN/RL/W/110, 22 May 2003, at 2. なお、これら3カ国はいずれも迂回に関するマラケシュ閣僚決定を援用していたものの、EC及びエジプトはマラケシュ閣僚決定が対象としたAD迂回防止措置の位置づけに限定して論じていたのに対し、米国は同閣僚決定が補助金協定の下での迂回防止措置をも正当化すると主張してきた。See TN/RL/W/50, 4 February 2003, at 2 [footnote 3]; TN/RL/GEN/29, 8 February 2005, at 1 [footnote 2]; TN/RL/GEN/71, 14 October 2005, at 1 [footnote 3].

49) See TN/RL/M/3, 1 August 2002, para. 9; TN/RL/M/6, 18 March 2003, para. 16; TN/RL/M/10, 17 July 2003, para. 4.

50) TN/RL/GEN/29, 8 February 2005.

時に、不透明又は不必要な迂回防止措置を可能にし、その対象となる国の利益が損なわれていると指摘した。その上で、(1)対処すべき迂回を産品それ自体の微少変更（後発開発産品を含む）と輸送又は生産パターンの微少変更の2種類に大別して確定した上で、迂回防止措置に関する統一かつ透明な手続規則を設けることを提案した<sup>51)</sup>。

同年10月には、AD協定に迂回防止措置の根拠規定として9.6条を新設する具体的な条文案を提案した<sup>52)</sup>。その概要は以下のとおりである。まず、9.6条柱書において、既存措置の対象外の産品にであっても、所定の見直し手続に基づいて当該措置の迂回だと認定された場合にはAD措置を課することができるという原則を規定する。続く9.6.1条は、上記2種類の迂回をそれぞれ定義する。1つめが、当初調査の開始申請がなされた後に調査対象産品の輸出の全部または一部が (in whole or in part)、調査対象国から輸出される別異の産品であって調査対象産品と同一の一般的性質及び用途 (the same general characteristics and uses) を有するものの輸出によって代替 (supplanted) されている場合である。2つめが、当初調査の開始申請がなされた後に調査対象産品の輸出の全部または一部が (in whole or in part)、その部品であって完成品に組み立てるために微少 (minor or insignificant) な工程しか必要としないものの輸出によって代替されている場合である。最後に、迂回防止見直しの手続を定める9.6.2条によれば、当初調査における証拠及び手続に関するAD協定6条の規定が適用される。

しかしながら、迂回の有無の判断は事案に大きく依存するとの立場から、米国は9.6条中に具体的な基準や要件を設けないという姿勢をとった。そのため、香港や韓国等、伝統的に迂回防止措置の挿入に消極的な国が規律の不明確性を理由として引き続き反対したのみならず、何らかの迂回防止措置が必要だと考えるECやオーストラリアのような国からの支持を集めることもできなかった。

51) *Id.*, at 2.

52) TN/RL/GEN/71, 14 October 2005.

その後、米国は2006年3月の改訂条文案において<sup>53)</sup>、前回不明確だと指摘された一部の規定を修正し、迂回の認定に関わる要件及び考慮要素を追加することでもって、迂回認定の明確性及び透明性の向上を図った。主要な変更点は以下の3点である。第1に、輸入国迂回及び第三国迂回の認定要件として、完成品への組立作業が微少だという要件に加えて、完成品の組立に利用された部品のコストが当該完成品の総生産コストの相当割合 (a significant portion) を占めるという要件が追加された(9.6条(a)及び9.6条(b))。第2に、“supplanted”、“same general characteristics and uses”及び“minor or insignificant”か否かの認定を行う際の考慮要素を例示列挙した(9.6.1条、9.6.2条及び9.6.3条)。第3に、迂回の有無を判断する時期の始期が当初調査の開始申請時から当初調査の開始時に変更された。

しかしながら、依然として原則的指標としてさえ数値的基準を示さなかったこと、及び、ダンピング又は損害の証拠すら検討することなくAD措置の拡大適用を認めたことに対して、1991年ダンケルテキストと比べてあまりに不明確だという批判が強く、その後の議論の土台として認められるに至らなかった。

### (iii) 2007年11月議長提案

ルール交渉議長は、2007年11月にAD協定条文改正案(いわゆる議長テキスト)を発出した。その中で、AD協定に9bis条(9条の2)を新設して、迂回防止措置をとるための条件及び手続に関する規定を設けた<sup>54)</sup>。

本規定は、後に2008年12月改訂テキストにおいて削除されたものの、交渉の現状を把握するための資料として、以下順に概観する。まず、9bis.1条は、既存の確定AD措置(AD税または価格約束<sup>55)</sup>)の射程外にある産品が当該措置の迂回を構成するような状況で輸入されていると認定された場合には、当該

53) TN/RL/GEN/106, 6 March 2006.

54) Draft Consolidated Chair Texts of the AD and SCM Agreements, TN/RL/W/213, 30 November 2007, at 22-24.

55) 2007年議長テキスト註42参照。

措置を拡張適用することができることと定めた。本条が、一定の要件のもとに一定の形態の迂回防止措置をとることの根拠規定となる。続く9bis.2条から9bis.4条は具体的な要件や基準を規定し、9bis.5条から9bis.7条が迂回防止見直しを行うための手続に関する規定が設けられた。

要件については、まず9bis.2条が、前項における迂回の認定を行うために満たすべき3つの要件を以下の通り定めた。具体的には、(1)既存措置の発動に至ったAD調査の開始後に、調査対象産品の輸入が全体的または部分的に(i)輸入国内で組立を行うための、措置対象国からの部品 (parts or unfinished forms of a product) の輸入 (いわゆる輸入国迂回)、(ii)措置対象国から第三国へ輸出された部品で組み立てられた完成品の輸入 (いわゆる第三国迂回)、又は(iii)措置対象国からの微少変更品の輸入 (いわゆる微少変更品) のいずれかによって代替されていること、(2)上記(1)における変化の主要な原因がAD措置の存在にあり、AD措置と無関係な経済的または商業的要素によるわけではないこと、(3)上記(1)における代替輸入によってAD措置の救済効果を損なうこと、の3要件を満たして初めて、迂回があったと認定することができる。次に、9bis.3条は、輸入国または第三国における部品組立が迂回と認定されるための要件として、(1)組立工程が軽微 (minor or insignificant) であること及び(2)当該部品の総費用が完成品の総費用の相当な割合 (a significant portion) を占めることの2点が必要だと定めた。また、当該部品の価額が完成品の部品総額の60%以上でありかつ当該部品への付加価値が総生産費用の25%以下である場合でない限り、迂回があると認定してはならないと定めた。さらに9bis.4条は、第三国迂回の場合に既存措置を拡張適用するためには、当該輸入についてAD協定2条に基づくダンピングの認定を行う必要があると定めた。

手続については、9bis.5条が、迂回の有無を認定するにあたっては正式の見直し手続を経よう定めた。ただし、迂回防止見直し手続の性質上、措置対象企業による申請の権利を保護する必要がないことから<sup>56)</sup>、見直し手続の開始

---

56) サンセット見直しに関する新11.3.2条と同様である。

要件は当初調査の場合と同様とした。次に、9bis.6条は、迂回防止見直しの際にはAD協定6条に含まれる証拠及び手続に関する規則が適用されると定めた。さらに、9bis.7条は、迂回が行われていると認定された輸入製品に対してはAD税の遡及適用を含むAD措置をとることができる」と規定した。

本条を含む議長テキストは、加盟国が現在受け入れ可能な落としどころを示すものとしてではなく、加盟国間の議論のたたき台として提示された。しかしながら、これが議論を前進させることはなかった。とりわけ9bis.6条に対しては、迂回防止措置に消極的な国からは規律が不明確であり濫用の可能性がある」と指摘された一方で、迂回防止措置に積極的な国からは調査当局に過重な負担を強いる可能性があり実効的に迂回に対処できない恐れがあるとの懸念が示された<sup>57)</sup>。

そのため、議長はあらためて加盟国の意見を集約する姿勢（いわゆるボトムアップアプローチ）へと転換することとなった<sup>58)</sup>。議長による2008年12月版改訂テキストにおいては、迂回防止措置に関する具体的な規定が削除され、代わりにブラケット付で迂回防止に関する意見の対立がある旨を論点として指摘する記述が置かれた<sup>59)</sup>。

## C. 今日における問題の位相

### 1. 議論の到達点

上で概略した通り、1980年代の後半からウルグアイラウンド交渉、AD委員会迂回防止作業部会、ドーハララウンド交渉等の場で議論がなされてきたものの、迂回防止措置について国際的規律を設けるか否かについてすら、いまだ国際的合意が形成されるには至っていない。結果として、これまでGATT/WTO協定の下でAD迂回防止措置がどのように取り扱われるかについて明文規定が

57) Working Document from the Chairman, TN/RL/W/232, 28 May 2008, at A-89.

58) Report by the Chairman to the Trade Negotiations Committee, TN/RL/22, 17 July 2008, at 1.

59) New Draft Consolidated Chair Texts of the AD and SCM Agreements, TN/RL/W/236, 19 December 2008, at 21.

置かれたことはなく、それが迂回防止措置を許容する趣旨であるか禁止する趣旨であるかについての解釈も形成されていない。2009年前半からルール交渉が再開される予定であるものの、迂回防止措置に関する議論はほぼ振り出しに戻ったかのように見える。

2007年議長テキスト9*bis*.条については、以下のような論点が挙げられる。

まず、9*bis*.1条は、迂回防止措置をAD協定上正当化するための基本規定である以上は明確な内容であることが求められるものの、いくつか問題となる箇所がある。まず、“in circumstances that constitute circumvention”という表現を用いたことで、9*bis*.7条における“imported products found to be circumventing”と比べて迂回防止措置を発動するための条件が不明確になっている。また、迂回防止措置の対象を“imports of a product that is *not within* the product under consideration from the country subject to that duty”（強調は引用者による）に限定しており、ある産品が既存措置の対象範囲内にあるか否か判断する手続（事情変更見直しによる対象産品の定義変更や scope rulings等）を通して迂回に対応する手段は従前のおり温存されうる。この点、「事実上の迂回防止措置」によって不明確な形で輸入が制限されることの問題性が指摘されてきたことからすれば、「法律上の迂回防止措置」を認めるならば「事実上の迂回防止措置」は制限する必要があると思われるため、他の関連規則との調整が課題として残ることとなる。他方で、9*bis*条がAD税及び価格約束の両方に適用されると註42において規定した点は興味深い。価格約束を締結する際にはなんらかの迂回防止措置を設けることが通例であるところ<sup>60</sup>、9*bis*条によって規律が及ぶこととなれば、価格約束と課税措置との間の規律の整合性確保に資すると期待される。

60) 例えば韓国においては、Article 19.1 (3) of the Enforcement Regulation of the Customs Act, Ordinance of the Minister of Finance and Economy, G/ADP/N/1/KOR/5, 25 April 2001; 中国においては、Article 14 (5) of the Provisional Rules of Ministry of Foreign Trade & Economic Cooperation on Price Undertakings in Antidumping Investigations G/ADP/N/1/CHN/2/Suppl.1, 18 February 2003.

9bis.2条については、柱書において“demonstrate”という用語を用いた点に注意が必要である。議長テキストが土台とした米国提案が“determine”を用いていたことから見て意図的な変更だと解されるところ、当初調査や他の見直し手続において求められる“determine”の場合と比べて当局に要求される証明度が低くなる可能性がある。次に、同条(i)号における“supplanted”という用語は、2005年の米国提案で用いられた際にも不明確だと指摘されており<sup>61)</sup>、どのように解釈されるか予測可能性が小さい。貿易態様の変化が“in whole or in part”で足りるとしたことについても、2005年以降の米国提案に対するのと同様、基準として不明確であるだけでなく、当局の裁量が広く残され、濫用の恐れがあるという批判を免れない。註43において“any association of compensatory agreement”（強調は引用者による）と規定したのは、AD協定2.3条におけるより広い範囲の関連者について検討することを当局に認めると解する余地がある。また、(i)号柱書の“the country”と3つのティレのそれぞれの“the country”とが同一の国に限定されないとすれば、対象製品の部品が他のAD措置対象国から輸入されていた場合にも迂回防止措置を取りうることとなり、交渉中になされていた議論よりも迂回防止措置の射程が広がる。また、同条(ii)号における“unrelated”か否かの証明責任を対象企業が負うとすれば、そのような証明は実際には困難だと思われる。他方で、同条(iii)号における“undermine the remedial effect”という用語は、現行10.6(ii)条及びダンケルテキスト10.4(v)条における“seriously”という副詞が付されていないことから、認定基準が相当程度低くなる恐れがある<sup>62)</sup>。

9bis.3条については、第1文が規定する、当該閾値を満たさない場合の迂回の認定基準がまだ不明確である。具体的には、“minor or insignificant”の

61) TN/RL/GEN/106, 6 March 2006, at 1.

62) ただし、後述する通り、同様の規定はEC、アルゼンチン、南アフリカ、トルコ等、迂回防止措置を発動している加盟国の国内法令にも見られるため、諸国の運用動向を参照ベストプラクティスを検討すること等を通じて明確性及び予測可能性を高めることは可能である。

考慮要素が2006年米国提案と同様に例示列举にとどまること、及び、“a significant proportion”という基準が現行4.1条における“a major proportion”と同様に緩やかに解釈されうるものが、将来において解釈上の争いをもたらしうる。また、第2文において輸入国迂回及び第三国迂回の認定に関して、部品比率を閾値として設けたのは予測可能性を高めると評価できるものの、付加価値比率の母数である“cost of manufacture”の構成要素が不明確であり、2.2条の“cost of production”等との関係も不明確である。

9bis.4条については、AD協定2条に基づく認定を義務付けた点で、迂回防止措置の発動要件を明確化したものと評価できる。ただし、措置発動後に行った工程変更・設備移転費用等を算入することによって、容易にダンピングマージンが創出される可能性があることに留意が必要である。

9bis.5条においては、5.6条との平仄から当局は職権により迂回防止見直しを開始できると解されるものの、5.6条の基準は11.2条の基準より高いため、11.2条に基づく他の見直しよりも濫用的な調査開始の恐れは少ないと思われる。

9bis.6条については、AD協定11.4条と同様であり、手続的透明性及び予測可能性が高いと評価できる。また、AD協定12.3条の改正によって12条の規定が9bis条に基づく見直し手続にも準用されると規定しており、11条に基づく見直しと同等の手続的透明性が認められている点は明確性の観点から評価できる。ただし、9bis.6条において11.4条における“provisions of Article 6 regarding evidence and procedure”と異なり“provisions regarding evidence and procedure in Article 6”との表現を用いたことで、適用される手続規則の範囲に関してあらためて解釈上の争いが生じる恐れがある<sup>63)</sup>。

9bis.7条については、註48で迂回防止見直しを国単位（country-wide）で行うことを許容しており、当初調査でダンピングしていないと認定され措置の対

63) 11.4条についても、見直しの性質によっては6条の規定が完全に適用されるわけではないとの解釈がなされた。Appellate Body Report, *United States - Sunset Review of Anti-Dumping Duties on Corrosion-Resistant Carbon Steel Flat Products from Japan*, WT/DS244/AB/R, adopted 9 January 2004, para. 155.

象から外れた企業まで迂回防止見直しに対応するよう求める運用がなされれば、輸出企業にとって過重な負担が生じる恐れがある。特に、既存措置対象外の輸出者が既存措置の拡張適用を免れるには当局によって迂回行為がないと認定されることを要するため、仮に迂回を行ったと暫定的に認定された場合、最終認定までの期間は既存措置が拡張適用されうる。また、9.5条末文と異なり“including”という前置詞を付したことによって、遡及適用の始期が見直し開始日後に限定されなくなる（たとえば迂回行為が生じたとされる日までの遡及適用等）とすれば、迂回防止措置が過剰な効果を有する恐れがある。

まとめると、2007年議長テキストは、以下のような特徴を有する。第1に、実体的規律については、迂回の認定基準について当局の裁量を広く認めており、明確性及び予見可能性が小さい。第2に、開始要件及び手続規則に関する手続的規律については、現行の11条に基づく見直し手続と比べて明確性及び予見可能性を強化されたと評価できる。第3に、迂回を防止するための実効性については、実体的規律が当局の柔軟な対応を可能にしており、手続的規律が若干厳しいものの暫定決定により迅速に対応することが可能であるという点で、9bis条の射程内の迂回に対しては実効性を有すると考えられる。他方で、第三国製の部品を用いた輸入国内での組立等の新たな形態の行為に対して迂回防止措置をとることができず、その効果は限定的なものにとどまる。

## 2. 問題の所在

本章においては、AD 迂回防止措置について国際的規律を設けるか否かをめぐる WTO 協定の下での従来の議論の経緯を追跡した。もちろん、迂回防止措置に関する国際的規律について加盟国間で合意に至らないこと自体が問題なのではない。本章前半で確認した通り、迂回の定義を明確化しさえすればよいという問題ではなく、また他の交渉事項と複雑に交錯していることから、加盟国間の利害の調整にさらなる時間を要するのは当然である。2007年議長テキストの内容が1991年ダンケルテキストより不明確だという批判があるからといって、後者であれば加盟国が合意に達することができるというわけでもない。い

ずれにせよ、進行中の多数国間交渉の進捗について評論することは、本稿が目的とするところではない。

しかしながら、従来の議論の過程を追跡したことで、以下のような論点が見出された。第1に、濫用の恐れへの懸念は依然として強いものの、迂回防止措置に関してAD協定上何らかの規律を設けることについては、合意の基礎があるように見うけられる。ただし、そもそも規制することが許される迂回の定義をめぐってはまだ見解の相違がある。この点、近年生じているまたは近い将来に生じうる新たな形態の迂回への対応可能性をどのように位置づけるかが重要となる。とりわけウルグアイラウンド交渉後期の交渉過程を参照した結果、新たな形態の迂回への対応を捨象した国際的規律はその実効性が大きく損なわれる可能性があり、またそもそも加盟国間で合意に達する見通しが小さい。また、第2に、加盟国が迂回防止措置をとろうとする際の手続についてのAD協定の規律の重要性が十分に認識されていない。まず、措置発動国からすれば、迂回防止措置は迅速・簡易な手続に基づいて発動する要請がより強い。他方で、措置対象国からすれば、企業が既存のAD措置を遵守していてもそれ以外の行為を理由としてさらなるAD措置の対象になりうるという点で、手続的な透明性及び予測可能性の確保に加えて、見直し手続の負担の軽減が重要となる。また、いずれの立場からも、AD協定9条及び11条に基づく他の見直し手続との権衡が要求される。

交渉マンデート外の事項についてはビルトインアジェンダとして将来の検討に委ね、マンデート内の事項については整合性を確保する作業が不可欠であるところ、議論の射程があまりにも制限されてきたことが、一般に迂回防止措置への合意の基礎が存在するにもかかわらず迂回防止措置のAD協定上の位置づけに関する加盟国間の見解が収束するのを妨げる原因となっている。ここに、今日の問題状況が表れている。

### Ⅲ. 近年の動向の分析

#### A. 分析の対象

前章において示されたとおり、既存の AD 措置の実効性を確保するためにとられる迂回防止措置に関する国際的規律の在り方を検討する際には、より多面的な分析が必要となり、そのための作業は多岐にわたる（上述Ⅱ．C．2 参照）。本章では、そのための予備的考察として近年生起している国内立法例及び国際紛争事例に注目する。迂回防止措置が今日 WTO 加盟国の間で実際にどのように用いられ、取り扱われているか分析することを通して、国際的規律をめぐる今後の交渉が備えるべき視座と取り組むべき論点を明らかにすることがその目的である（上述Ⅱ．A．2 参照）。

#### B. 国家実行

##### 1. 迂回防止措置に関する各国法令の多様化

###### a. 法令を備える国

###### (i) アルバニア

アルバニアの2007年 AD/CVD 法第45条は、既存 AD 措置の迂回が行われていると判断された場合、第三国から輸入された同種産品またはその部品に対しても当該措置が拡張適用されると規定する<sup>64)</sup>。

迂回の定義は、AD/CVD 税が課されたという以外に十分な事情や経済的理由がない行為によって、原産国と輸入国の間の貿易パターンまたは措置対象国内の企業と自国の間の貿易パターンが変化しているという証拠があり、同種産品の価格または数量において AD/CVD 税による救済効果が損なわれているという証拠があり、かつ、同種産品のダンピングがなされているまたは補助金による便益を受けているという証拠がある場合とされる（45条第2文）。それ以

64) Law No. 9796, dated 23.7.2007, on Antidumping and Countervailing Measures, G/ADP/N/1/ALB/2/Rev.1, 8 May 2008.

外の規則はない。

(ii) アルゼンチン

アルゼンチンにおいては、1994年 AD/CVD 規則66条に迂回防止規定が置かれた後<sup>65)</sup>、1998年<sup>66)</sup>、2001年<sup>67)</sup>、2008年にそれぞれ改正がなされ<sup>68)</sup>、現在に至る。

1994年規則66条は輸入国迂回のみを迂回と定義し、認定要件はダンケルテキスト12.1条の(i)号から(v)号を踏襲した。その後、1998年規則によって迂回の定義が変更され、今日の2008年規則においても維持されている。2008年規則59条において、迂回の定義は、(1)対象製品の部品であって、輸入されてから当該製品と同種の製品に組み立てられるもの、(2)対象製品の同種製品であって、第三国において対象製品の部品から組み立てられてから輸入されるもの、(3)その他、既存措置の救済効果を損なう行為であって、AD税が課されたということ以外に妥当な理由または経済的正当化のない活動によって全体として第三国と自国の間の貿易パターンを変更するもの、とされる。

1994年規則66条は、迂回に対して既存措置を拡張できると定めた<sup>69)</sup>。1998年規則72条および2001年規則62条においても、第三国迂回された完成品及び輸入国迂回された部品に対しては既存措置を拡張適用しようと明記されていた。これに対し、2008年規則においてはどのような形態の迂回防止措置をとることができるか明示されていない。

1994年規則66条においては、文言上は明らかでないものの、迂回防止見直しはAD協定5.6条に従って職権により開始するものと説明された<sup>70)</sup>。2008年規

65) Foreign Trade Decree No. 2121 / 94, G/ADP/N/1/ARG/1, 12 June 1995.

66) G/ADP/N/1/ARG/1/Suppl.2, 20 January 1999.

67) G/ADP/N/1/ARG/1/Suppl.5, 29 October 2001.

68) Foreign Trade Decree No. 1393/2008, Rules and regulations for the effective implementation of Law No. 24.425, G/ADP/N/1/ARG/1/Suppl.9, 22 September 2008.

69) G/ADP/N/1/ARG/1, 12 June 1995, at 41-42.

70) G/ADP/W/286, 5 March 1996, at 31 & 51.

則においては、迂回防止見直しは主要な事実的要素に基づいて申請によりまたは職権で開始される（2008年規則60条）。申請を行う場合は、迂回が行われているとの合理的な証拠を示す必要がある（同61条）。

(iii) アルメニア

アルメニアは、2002年 AD/CVD 法70条及び71条において、第三国迂回及び輸入国迂回に対する迂回防止措置を規定する<sup>71)</sup>。

迂回の定義は、AD 税が課されたという以外に十分な理由または経済的正当化のない行動によって生じた第三国と自国の間の貿易パターンの変化であって、同種の製品の価格または数量において既存措置の救済効果が損なわれているという証拠があり、かつ、同種または類似の製品について過去に計算された正常価額との関係においてダンピングの証拠があることとされる（70条2項）。

迂回の認定要件は、自国または第三国における組立作業であって、(1)当初調査の開始後または開始直前から相当に増加しており、かつその部品が措置対象国から輸入されている場合、(2)当該部品が完成品の部品総額の60%以上である場合（ただし、組立作業の付加価値が生産費用の25%を超える場合を除く）、かつ、(3)当該完成品（その同種の製品を含む）の価格または数量において既存措置の救済効果が損なわれているという証拠があり、かつ、同種または類似の製品について過去に計算された正常価額との関係においてダンピングの証拠がある場合、とされる（71条1項）。

迂回防止見直しは、71条1項に規定された要素について十分な証拠を備えた申請がなされた場合に開始され、調査中になされる輸入については、登録または保証の提供が義務づけられる。調査開始及び調査手続については、当初調査に関する規則が適用される（同条2項）。

迂回が認定された場合、第三国から輸入された対象製品の同種製品又はその

---

71) Law on Anti-dumping and Countervailing Measures 2002, G/ADP/N/1/ARM/1, 30 July 2003.

部品に対して既存措置を拡張適用しようと規定する（70条1項）。

(iv) ブルガリア

ブルガリアは、1996年 AD/CVD 規則34条において、第三国迂回に対する迂回防止措置を規定する<sup>72)</sup>。

迂回の定義は、AD 税が課されたということを理由としてなされた第三国と自国の間の貿易パターンの変化であって、既存措置の救済効果が損なわれているという証拠があり、かつ、当該同種の産品またはその部品が引き続きダンピングによって利益を受けていることとされる（同条1項）。

迂回防止見直しは、迂回が存在するとの十分な証拠があると当局が判断した場合に開始され、期限が9か月間である以外は、当初調査と同様の手続に服する（同条2項）<sup>73)</sup>。

迂回が認定された場合、既存措置を第三国からの同種の産品またはその部品に拡張適用しようと規定する（同条1項）。

(v) 中 国

中国の1994年対外貿易法50条は、貿易救済措置を迂回する行為に対して国家が適切な迂回防止措置を取りうると定めており<sup>74)</sup>、2001年 AD 規則55条において、AD 措置の迂回に対して当局が適切な対応をとることができると定められた<sup>75)</sup>。AD 調査における価格約束に関する暫定規則においても、価格約束の

72) Regulation No 287 of 4 December 1996 on Protection against Dumped or Subsidized Imports, G/ADP/N/1/BGR/1, 27 March 1997

73) 本規定の AD 協定との整合性につき日本が質問を行ったものの（G/ADP/Q1/BGR/2, 21 April 1998）、回答はなされていない。

74) Foreign Trade Law of the People's Republic of China, Law 19-586 adopted 12 May 1994, as amended at the Eighth Session of the Standing Committee of the tenth National People's Congress on 6 April 2004, G/ADP/N/1/CHN/2/Suppl.4, 1 December 2004.

75) Decree No. 328 of the State Council of the People's Republic of China on 26 November 2001, G/ADP/N/1/CHN/2, 11 September 2002 ; G/ADP/N/1/CHN/2/Suppl.3, 20 October 2004.

要件として、迂回を行わないことの確約を求めた<sup>76)</sup>。その後、2002年 AD 損害調査規定53条から56条において詳細な規定を設けた<sup>77)</sup>。

2002年規則において、迂回は、第三国迂回、輸入国迂回、微小変更品、後発開発品、その他、の5種類に分類される(53条)。

迂回の認定には、(1)当初調査開始前後の迂回<sup>78)</sup>の存在、(2)措置対象国または第三国を原産とする部品が、完成品の部品総額に占める割合が相当であること、(3)措置対象国または第三国を原産とする原材料が、完成品の原材料総額に占める割合が相当であること、(4)完成品への組立作業の付加価値が、缶製品総額に占める割合が小さいこと、(5)迂回によってAD措置の効果が深刻に損なわれていること、(6)完成品についてダンピング及び損害の認定がなされていること、(7)その他、の要素が考慮される(55条)。

当局は迂回防止のための調査を開始することができ(54条)、厳密かつ慎重な調査を行った後に初めて迂回防止措置をとることができる<sup>79)</sup>と考えるものの、現時点ではそのための詳細な手続規定は存在しない。米国及びECの法令及び実行等にも留意しつつ、現在検討中だとされる<sup>79)</sup>。

迂回によって国内産業に損害が生じる場合、当局はそれを防止するために適切な措置をとることができる(56条)。中国政府の説明によれば、適切な措置とは、AD措置の妥当性を維持するための課税等である。

76) Article 14 (5) of the Provisional Rules of Ministry of Foreign Trade & Economic Cooperation on Price Undertakings in Antidumping Investigations G/ADP/N/1/CHN/2/Suppl.1, 18 February 2003.

77) Rules on Investigations and Determinations of Industry Injury for Anti-Dumping, G/ADP/N/1/CHN/2/Suppl.2, 14 April 2003.

78) 55条1項において当初調査開始前の迂回にも対抗すると規定することについて、そもそも調査開始前の行為を「AD措置の迂回」ととらえるのか、また、調査開始のどのくらい前の期間まで検討対象とするかという質問が米国から提起された。G/ADP/Q1/CHN/32, 23 October 2003, at 11-12.

79) G/ADP/Q1/CHN/54, 8 April 2005, at 6-7. See G/ADP/Q1/CHN/21, 8 May 2003, at 10.

## (vi) コロンビア

コロンビアは、1998年 AD 規則28条において、輸入国迂回及び第三国迂回に対する迂回防止措置を規定する<sup>80)</sup>。

迂回の定義は、AD 税が課されたという以外に十分な理由または経済的正当化のない行動によって生じた第三国と自国の間の貿易パターンの変化であって、同種の製品の価格または数量において既存措置の救済効果が損なわれているという証拠がある場合とされる(28条1文)。また、自国または第三国における組立作業であって、(1)部品が既存措置の対象国においてまたは措置対象者もしくはそのために行動する者から入手される場合、(2)自国内で組み立てられた完成品が確定税の対象製品と同種の製品である場合、(3)過去に計算された正常価額との比較によってダンピングの証拠がある場合、(4)当初調査の開始後または開始直前から相当に増加している場合、(5)当該部品が完成品の部品総額の60%以上である場合(ただし、組立作業の付加価値が生産費用の25%を超える場合を除く)、も含む(同条3文)。

迂回防止見直しは、定義規定における全ての要素について十分な証拠を備えた申請に基づき、当局による理由を付した決議によって開始される。見直しの開始要件及び手続規則については、当初調査に関する規則が適用される(同条4文)。

迂回が認定された場合、第三国からの同種製品またはその部品に対して既存措置を拡張適用しうる(同条2文)。

## (vii) エクアドル

エクアドルは、1998年 AD 規則53条において、輸入国迂回に対する迂回防止措置をとるための基本規定を設けた<sup>81)</sup>。2000年 AD 規則50条においても<sup>82)</sup>、

80) Decree 991 of 1998 Regulating the Application of Anti-Dumping Duties, G/ADP/N/1/COL/2, 12 March 2007. ダンケルテキスト12.2条の7要件を踏襲していた Decree No. 299 of 1995 (G/ADP/N/1/COL/1, 3 April 1995) 24条を改正。

81) Rules and Procedures to be Followed for the Application of Measures to Pre-

内容に変更は加えられていない。

迂回の定義は、既存措置の対象製品の同種製品へと組み立てることを目的としてその部品が輸入されることとされる（2000年規則50条）。迂回が認定された場合、既存措置（暫定措置または確定措置）を拡張適用しうるものの<sup>83)</sup>、具体的な要件を定める規則は存在しない。

迂回防止措置のAD協定との整合性については、マラケシュ閣僚決定において問題が確認され、AD委員会において各国法制が検討中であることに鑑み、国内法を設けることはAD協定に違反しないと理解している<sup>84)</sup>。

#### (viii) エジプト

エジプトは、1998年AD/CVD規則92条において、既存措置の効果に影響を及ぼす迂回が存在する場合には新規調査又は見直しを行うことができると規定した<sup>85)</sup>。その後、2008年規則において、迂回防止措置をとるための基本規定を定めた<sup>86)</sup>。

2008年規則によれば、迂回が認定された場合、第三国から輸入された対象産品または対象産品の微小変更品もしくは部品に対しても既存措置を拡張適用しうる<sup>87)</sup>。

---

vent and Counteract the Adverse Effects of Unfair Trade Practices or Increased Imports under Conditions Such as to Cause or Threaten to Cause Serious Injury to Domestic Industry. G/ADP/N/1/ECU/1/Suppl.1, 15 July 1998.

82) COMEXI Resolution No. 52 of 10 April 2000, G/ADP/N/1/ECU/2, 22 September 2000.

83) G/ADP/Q1/ECU/9, 26 October 1999.

84) G/ADP/Q1/ECU/5, 18 November 1998, at 3.

85) Executive Regulation of Law No. 161/1998, G/ADP/N/1/EGY/2/Rev.1, 18 December 1998.

86) Decree of the Minister of Trade and Industry No. 569 of the Year 2008, G/ADP/N/1/EGY/2/Rev.1/Suppl.1, 22 August 2008.

87) 具体的な実施規則等については2008年10月に米国から質問がなされたところである。G/ADP/Q1/EGY/7, 10 October 2008.

## (ix) エストニア

エストニアは、2002年 AD 法第7節において迂回防止措置をとるための規定を定めた<sup>88)</sup>。

迂回の定義は、AD 税が課されたという以外に十分な正当化理由または経済的正当性のない行動によって生じた第三国と自国の間の貿易パターンの変化であって、既存措置の救済効果が損なわれているという証拠がある場合とされる。また、自国または第三国における組立作業であって、(1)当初調査の開始後または開始直前から相当に増加している場合、(2)完成品の部品総額の60%以上が措置対象国の産品である場合、(3)既存措置の救済効果が損なわれておりかつダンピングが継続しているという証拠がある場合も、組立作業の付加価値が生産費用の25%を超える場合を除き、迂回と認定される(60条)。

迂回防止見直しは、当初調査とも見直しとも別の手続という位置づけ(22条)であるものの、定義規定に示された要素について十分な証拠を備えた申請に基づいて開始され、9か月以内に完了するという点を除けば、当初調査と同様の規則が適用される(61条)。

迂回が認定された場合、第三国からの同種産品に対して既存措置が拡張される(62条1項)。既存措置の対象産品に対して輸入時の登録が義務付けられていた場合、迂回防止措置は当該登録の始期に遡って賦課することができる(同条2項)。他方で、迂回を行っていないと輸入者が証明した場合、当該輸入者に対して証明書を交付し、迂回防止措置の対象から除外する。当該証明書を受けた輸入者は、迂回防止措置としてのAD 税支払いを免れるのみならず、輸入登録も不要となる(63条)。

## (x) EC

EC は、1987年 AD 規則13(10)条において輸入国迂回に対する迂回防止措置をとるための規定を設けたもの<sup>89)</sup>、GATT パネルによって GATT 違反と認

88) Anti-Dumping Act of 2002, G/ADP/N/1/EST/2, 6 June 2003.

89) Council Regulation (EEC) No. 1761/87 of 22 June 1987, ADP/1/Add.1/Suppl.5, 2

定された後は適用を控えた（上述Ⅱ．B．1．a．(ii)参照）。WTO 発足後、1996年規則13条においてあらためて輸入国迂回及び第三国迂回に対して迂回防止措置をとるための詳細な規定を設けた<sup>90)</sup>。その後2004年に一部改正され<sup>91)</sup>、現在に至る。

1996年規則及び2004年規則における迂回の定義は、(1)貿易パターンの変化であって、(2)AD 措置が発動されたということ以外の正当理由又は経済的正当化が十分でなく、(3)損害を惹起した証拠があり又は既存措置の効果を損なっており、かつ(4)ダンピングの証拠がある場合、とされる（13(1)条）。微小変更品に対して迂回防止措置をとることについて1996年規則の文言上は明確でなく、解釈によって認めてきたところ、2004年 AD 規則においては、輸入国迂回及び第三国迂回に加えて微小変更品に対しても既存措置を拡張適用しうることを明記した（13(1)条パラ2）。

迂回の認定要件は以下のとおりである：(1)当初調査開始後に対象国から輸入された部品を用いた組立作業が相当に増加した、(2)部品比率が60%以上であり、かつ、組立作業の付加価値率が25%以下である、(3)既存措置の救済効果が損なわれており、かつ、当初調査時のデータに照らしてダンピングの証拠がある（13(2)条）。

迂回防止見直しの手続については、9 か月以内に完了するものとし暫定措置の発動を認めない他は、開始及び進行に関して当初調査と同じ手続規則が適用される<sup>92)</sup>。

迂回防止措置の AD 協定との整合性については、マラケシュ閣僚決定が迂回を問題であると認定したこと、国際交渉が失敗し AD 委員会における検討

---

October 1987.

90) Council Regulation (EC) No. 384/96 of 22 December 1995, G/ADP/N/1/EEC/2, 2 July 1996.

91) Council Regulation (EC) No. 461/2004 of 8 March 2004, G/ADP/N/1/EEC/2/Suppl.5, 28 April 2004.

92) ただし、輸入登録の条件等において運用上の差異が存在する。See Van Bael & Bellis, *Anti-Dumping and Other Trade Protection Laws of the EC* (4<sup>th</sup> Edition), §8.4 (2004).

も継続中であることから、EC法によって迂回に対応する必要があると説明した<sup>93)</sup>。後掲資料1のとおり、2002年以降から積極的に運用する傾向が見られる。

(xi) アイスランド

アイスランドは、1994年AD/CVD規則39条において、輸入国迂回に対する迂回防止措置をとりうると定める<sup>94)</sup>。

輸入国迂回の認定要件は、(i)既存措置対象製品の同種製品を生産した者の関連者によって組立が行われ、(ii)当初調査開始後に組立が開始または相当程度増加し、(iii)当該組立に用いられた既存措置対象国原産の部品の価額が部品総額の50%を上回る場合とされる。

迂回が認定された場合は既存措置を拡張適用できる(39条1文)。なお、自国内で組み立てられた製品は、市場に流通させる前に通関申告が必要であり、当該申告はAD税の賦課にあたっては輸入申告と同様に扱われる(同条3文)。また、拡張適用されるAD税額は、(1)AD措置が拡張適用される製品の原産国の企業であって、当該製品の自国内生産者の関連者である企業に適用される税額を基準とし、完成品に占める輸入部品の価額の割合に応じて賦課する(同条4文)。

迂回防止措置のAD協定との整合性については、WTO協定は迂回防止規定の取り扱いについて未確定であり<sup>95)</sup>、禁止されていないので問題がないと位置付ける<sup>96)</sup>。

(xii) マレーシア

マレーシアは、1993年AD/CVD法37条において、迂回行為を防止する措置

93) Preamble to the Regulation 384/96 of 22 December 1995, recital 20.

94) Regulation No. 351/1994 on the preparation and implementation of levy and collection of anti-dumping and countervailing duties, G/ADP/N/1/ISL/1, 23 May 1995.

95) G/ADP/W/311, 1 April 1996, at 3.

96) G/ADP/W/312, 1 April 1996, at 5.

をとりうると定める<sup>97)</sup>。また、同50条2項d号において、詳細な実施規則を策定しようと規定した。ただし、実施規則は策定しておらず、当面はAD委員会会で結論が出されるのを待つ方針だと説明した<sup>98)</sup>。

#### (viii) メキシコ

メキシコは、1993年対外貿易法71条において既存措置の迂回防止措置をとるための規定を設け<sup>99)</sup>、2002年改正時に挿入された89B条が現行規則である<sup>100)</sup>。同法施行規則96条に手続規則を定める<sup>101)</sup>。

2002年法89B条における迂回の定義は、(1)輸入後に組み立てる目的で既存措置対象製品の部品を市場に導入すること、(2)既存措置の対象製品であって、第三国において部品から組立が行われたものを市場に導入すること、(3)措置対象国を原産とする、対象製品とは比較的微小な相違のある産品を市場に導入すること、(4)対象産品を、賦課された税率を加えたより低い価格で輸入して市場に導入すること、(5)その他の行動であって、既存措置に基づく税の支払いを免れる結果となるもの、の5つに分類される。

迂回の認定基準について、1993年法上は既存措置の適用を免れる目的があるか否かを基準とされていたものの<sup>102)</sup>、2002年改正法においては客観的基準を採用した。

迂回防止見直しは、申請または職権に基づいて開始される手続を経て決定される。調査開始は公告され、60日の期限を設けて調査への参加を認める。当局

97) Countervailing and Anti-Dumping Duties Act 504 of 1993, G/ADP/N/1/MYS/1, 5 April 1995.

98) G/ADP/W/304, 18 March 1996, at 10 & 26.

99) Foreign Trade Act of 27 July 1993, G/ADP/N/1/MEX/1, 18 May 1995.

100) Decree amending, supplementing and repealing various provisions of the Foreign Trade Act of 15 December 2002, G/ADP/N/1/MEX/1/Suppl.2, 24 April 2003.

101) Regulations under the Foreign Trade Act, published in the Diario Oficial de la Federación of 30 December 1993, G/ADP/N/1/MEX/1, 18 May 1995.

102) G/ADP/W/66, 25 October 1995, at 8; G/ADP/IG/W/40, 18 September 2001, at 3.

は適当な期限を定めて証拠の提出を要求することができる。最終決定は130日以内に発出し公告される（施行規則96条）。

迂回が認定された場合、適切な措置がとられる。なお、1993年法71条においては、既存のAD税の支払いを免れようとしてAD措置発動対象産品へと組み立てる目的で部品が輸入された場合、当該輸入に関して既存措置が拡張されると規定していた。また、組立が第三国でなされて輸入される場合および既存措置対象産品と比較的微小な物理的差異のある産品が輸入される場合についても、同じ規則が適用されると規定した<sup>103)</sup>。

迂回防止措置のAD協定との整合性については、AD協定は迂回について規定を置いていないものの、既存措置の実効性を損なう迂回行為に対しては迂回防止措置をとりうると位置付ける<sup>104)</sup>。

AD委員会への通報によれば、迂回防止見直しは1998年下半期に3件、1999年上半期に1件、2000年下半期に1件、2001年上半期に1件、2007年に1件<sup>105)</sup>行われた。例えば、WTO紛争処理手続に付託されることとなった米国製の濃度55%以下のコーンシロップへのAD措置に関して、当局は、(1)暫定措置発動後に非対象産品（高濃縮コーンシロップ）の輸入が相当に増加したこと、(2)対象産品（濃度55%までのコーンシロップ）も非対象産品（高濃縮コーンシロップ）も、生産者が輸出者の関連者であること、及び(3)濃度55%のコーンシロップの生産工程において高濃縮コーンシロップが用いられることの3点の事実に基づいて職権でもって迂回防止見直しを開始された。本件迂回防止見直しの時点で有効であった1993年法に基づき、高濃縮コーンシロップの輸入が既存AD措置を迂回する意図があったか及び当該輸入により既存措置の効果が損なわれたか否かについて検討がなされた。上記の要素に加えて産品の物理的特性等の要素を検討した上で、当局は輸入国迂回が生じていると認定して高濃縮コーン

103) Foreign Trade Act, published in the Diario Oficial de la Federación (Official Journal) of 27 July 1993, G/ADP/N/1/MEX/1, 18 May 1995.

104) G/ADP/IG/W/40, 18 September 2001, at 4.

105) G/ADP/M/33, 28 February 2008, para. 48.

シロップについても既存措置を拡張適用した<sup>106)</sup>。なお、既存措置に至る当初調査に関して WTO 協定違反が認定されたことは<sup>107)</sup>、メキシコが迂回防止措置をとることを妨げなかった。

なお、高濃縮コーンシロップが既存措置の対象とならなかった理由としては、当初調査においては高濃縮コーンシロップの輸入量が僅少であり、最終製品としても認識されていなかったことが挙げられた<sup>108)</sup>。

#### (iv) モロッコ

モロッコは、1989年対外通商法の下での1993年実施規則30条において、既存措置の対象産品へと組み立てられる部品についても措置を拡張適用しうる旨規定した<sup>109)</sup>。ただし、細則や適用例はない<sup>110)</sup>。

#### (v) パキスタン

パキスタンは、2002年 AD 法63条において、第三国迂回に対する迂回防止措置をとるための基本規定を設けた<sup>111)</sup>。

迂回の認定要件は、(1)第三国と自国の間の貿易パターンに変化が生じており、(2)AD 措置が発動されたこと以外に十分な理由又は経済的正当性がなく、(3)対象産品の同種産品の価格または数量に関して既存措置の救済効果が損なわれており、かつ(4)過去に算定された正常価額に照らしてダンピングの証拠がある場合とされる。

迂回の認定手続に関する規則は明示されていないものの、本条が見直しに係

106) G/ADP/IG/W/31, 21 March 2001.

107) Panel Report, *Mexico – Anti-Dumping Investigation of High Fructose Corn Syrup (HFCS) from the United States*, WT/DS132/R, 28 January 2000, adopted 24 February 2000.

108) G/ADP/IG/W/40, 18 September 2001, at 2.

109) Decree No. 2-93-415, G/ADP/N/1/MAR/2, 27 September 2000, at 5.

110) G/ADP/Q1/MAR/5, 29 May 2001, at 13.

111) Anti-Dumping Duties Ordinance of 2000, G/ADP/N/1/PAK/2, 23 January 2002.

る章の中にあることから、見直し一般に適用される規則に服すると見られる。

(xvi) パナマ

パナマは、1996年 AD/CVD 法89条が第三国迂回に対して迂回防止措置をとるための基本規定を定めた後<sup>112)</sup>、2006年改正法94条において基準や要件等を加えた<sup>113)</sup>。

1996年法は、既存措置に関する最終決定発出後に、税の支払いを回避する目的で対象製品の組立または最終工程が第三国に移転された場合、当該第三国から輸入される同一製品についても措置を拡張適用するよう当局が最終決定を変更できると定める<sup>114)</sup>。本規定がAD協定上どのように正当化できるかについて日本が質問したものの<sup>115)</sup>、書面による回答はなされなかった<sup>116)</sup>。

2006年法94条によれば、迂回の形態は、(1)既存措置対象製品を組み立てるためにその部品を市場に導入すること、(2)既存措置の対象製品であって、第三国において部品から組立が行われたものを市場に導入すること、(3)措置対象国を原産とする、対象製品とは比較的微小な相違のある製品を市場に導入すること、(4)対象製品を、賦課された税率を加えたより低い価格で輸入して市場に導入すること、(5)その他の行動であって、既存措置に基づく税の支払いを免れる結果となるもの、の5つに分類される。、該当する製品に対しては相応の措置がとられる。既存措置の迂回が存在するか否かは、申請または職権に基づいて開始

---

112) Law 29 of 1 February 1996 enacting rules to protect competition and adopting other measures, G/ADP/N/1/PAN/1, 17 April 1998.

113) Law No. 29 of 1 February 1996, amended by Decree Law No. 7 of 15 February 2006, G/ADP/N/1/PAN/2, 4 August 2006.

114) これに続く90条は、既存措置の対象製品が原産国から直接輸入されず第三国を経由して輸入された場合、当該製品は原産国から直接輸入されたものとみなされ、同法が完全に適用されると規定するものの、これはAD協定2.5条に相当する規定だと解される。

115) G/ADP/Q1/PAN/2, 8 October 1998.

116) Trade Policy Review Body - Trade Policy Review - Report by the Secretariat - Panama, WT/TPR/S/186, 13 August 2007, para. 86.

される手続を経て決定される。

(vii) ペルー

ペルーは、1997年 AD/CVD 規則48条において迂回防止措置をとるための規定を設けた<sup>117)</sup>。その後2003年規則58条においても内容上の変更はない<sup>118)</sup>。

迂回の定義については、“circumvent”という用語の意味からして、既存措置の適用を逃れる意図・目的を有する行為だとされる<sup>119)</sup>。迂回の形態は、措置対象製品の微小変更、部品の輸出<sup>120)</sup>、第三国迂回又は輸入国迂回、第三国での積み替え、及び通関時の虚偽申告の5種類に分類される<sup>121)</sup>。なお、AD迂回を防止する目的で非特惠原産地規則が適用される<sup>122)</sup>。

迂回の認定にあたっては、対象製品が既存措置対象国を原産とする部品を用いて輸入国内で組み立てられたか、対象製品が既存措置対象国を原産とする部品を用いて第三国内で組み立てられたか、対象製品が既存措置対象者の関連者によって組み立てられたか、対象製品の部品輸入又は組立作業が既存措置に至る調査開始後に増加したか、その他の貿易態様の変化であってAD措置が発動されたという以外に経済的理由または正当性がなく、かつ、AD税の支払いが迂回された証拠があるか等の要素を検討する。

問題となる行為が行われた時期、貿易動向、投資の程度等を検討した上で認定がなされる。迂回防止見直し手続には、当初調査の手続規定が適用される。

ただし、従来は迂回が疑われる行為に対して原産地表示の厳格化、通関虚偽申告の取締り及び第三国迂回が疑われる製品の輸入についての新規調査の開始

---

117) Regulations on Dumping and Subsidies, Supreme Decree No. 043-97-EF, G/ADP/N/1/PER/1/Suppl.2.

118) Supreme Decree No. 006-2003-PCM, G/ADP/N/1/PER/2, 3 March 2003.

119) G/ADP/IG/W/43, 18 February 2002, at 2.

120) AD措置の対象となった完成品の輸出を停止し、その部品のみ輸出することにする場合を指す。G/ADP/IG/W/43/Suppl.1, 3 June 2002, at 2.

121) G/ADP/IG/W/43, 18 February 2002, at 2.

122) WT/TPR/S189, section III. (1), para. 40.

によって対応しており<sup>123)</sup>、特別の迂回防止措置をとった例はない。

迂回防止措置の AD 協定との整合性については、AD 協定の規律が明確でないものの、ウルグアイラウンドにおける交渉対象であり、この種の行為に対応する必要があるため国内法を設けたと位置付ける<sup>124)</sup>。

#### (vii) ポーランド

ポーランドは、1997年 AD 法第4部において、輸入国迂回、第三国迂回及びその他の形態の迂回に対して迂回防止措置をとるための規定を設けた<sup>125)</sup>。

迂回の定義は、輸入形態の変更であって、既存措置を逃れること以外に経済的正当性がなく、国内同種製品の価格下落等により既存措置の効果が弱められる等の形で外国輸出者が既存措置を相殺する場合だとされる(46条1項)。46条1項に基づき、微少変更品や原産国の虚偽表示等の形態の迂回も規律対象となる<sup>126)</sup>。

迂回の認定要件は、(1)部品の組立作業が当初調査の後または直前から開始又は増加しており、かつ、当該組立に用いられた部品が既存措置対象国から供給された、(2)措置対象国からの部品が部品総額の60%以上であり、かつ、部品への付加価値が25%以下である、及び、(3)対象製品の価格又は数量の点から損害が除去されないことで既存措置の効果が減殺されており、かつ、過去に算定された正常価額に照らしてダンピングの証拠があること<sup>127)</sup>、の3点である(46条2項)。

迂回防止見直しの手続については、9か月以内に完了するものとされる他は、

---

123) G/ADP/IG/W/43, 18 February 2002.

124) G/ADP/Q1/PER/7, 12 May 1998.

125) Law of 11 December 1997 on the Protection against Importing Goods into the Polish Customs Territory at Dumping Prices, G/ADP/N/1/POL/2, 7 August 1998.

126) G/ADP/Q1/POL/6, 8 January 1999, at 2.

127) 準用される44条2項に基づき、ダンピング、損害、因果関係の認定がなされると説明した。See *Id.*

当初調査に関する手続規則が適用される（44条2項）。

迂回が認定された場合、当初調査になされた税関への輸入登録の開始日に遡って既存措置が拡張適用される（45条）。迂回産品については、別個の輸入登録が義務付けられる（47条）。

迂回防止措置のAD協定との整合性については、マラケシュ閣僚決定において迂回が問題だと認められたことを援用して国内立法が正当化されるとしており、1997年法1条2項に基づき、全ての手続はAD協定に従うものとされる<sup>128)</sup>。

#### (ix) 南アフリカ

南アフリカは、2002年通商法60条において、様々な形態の迂回防止措置をとるための規定が設けられ<sup>129)</sup>、2003年AD規則60条から63条において詳細な実施規則が定められた<sup>130)</sup>。

迂回の定義は、(1)他国と南アとの間の貿易パターンの変化であって、いずれかの工程に関わり、かつ、AD税が課されたという以外に十分な理由または経済的正当化のない行動であり、(2)対象産品の価格または数量において既存措置の救済効果が損なわれており、かつ、同種または類似の産品について過去に計算された正常価額との関係においてダンピングが認定しうるもの、とされる（60.1条）。

迂回の形態として、(1)産品の価額、原産地又は性質についての不適切な通関申告、(2)微少変更、(3)第三国迂回及び輸入国迂回、(4)AD税の吸収、(5)ントリーホッピング、(6)通関申告時の関税分類の変更、(7)当局が考慮するよう求められたその他の形態の迂回、が列記される（60.2条）。ただし、そのうち虚偽

128) *Id.*

129) International Trade Administration Act of 2002, G/ADP/N/1/ZAF/2, 20 January 2004, at 2.

130) Anti-Dumping Regulations prescribed by the Minister of Trade and Industry on 14 November 2003, G/ADP/N/1/ZAF/2, 20 January 2004, at 50.

の通関申告については、原則として税関が対応する（60.3条）。税の吸収を迂回の一形態とみなす理由は、吸収が可能だという事実はダンピングマージンが拡大したことを示唆するためであり<sup>131)</sup>、また、通関時の関税分類の変更を迂回の一形態とみなす理由は、実際にそのような例があったためだとされる<sup>132)</sup>。

迂回防止見直しにおいては仮決定を行わない場合があると規定するところ（62条）、個々の事案に応じて判断がなされる<sup>133)</sup>。

2005年までに4件追行された迂回防止見直しにおいては、いずれも新たな損害認定を行わず、迂回調査対象製品の正常価額と輸出価格との間の価格差についてのみ調査した。

(xx) トルコ

トルコは、1999年不公正貿易規則11条において、輸入国迂回及び第三国迂回に対する迂回防止措置をとりうると規定し、その後2006年改正を経て現在に至る<sup>134)</sup>。

迂回の定義とは、(1)第三国迂回及び輸入国迂回：AD税を回避するという以外に十分な事情や経済的理由がない行為によって、第三国もしくは措置対象国とトルコの間の貿易パターンまたは措置対象国内の企業<sup>135)</sup>とトルコの間の貿易パターンが変化<sup>136)</sup>しているという証拠があり、かつ、AD税による救済効果が損なわれているという証拠がある場合<sup>137)</sup>、及び(2)輸出価格切り下げ：輸

131) G/ADP/Q1/ZAF/5, 22 April 2004, at 7.

132) *Id.*, at 8.

133) *Id.*, at 8.

134) Decree on the Prevention of Unfair Competition in Imports, Official Gazette Date : 30/10/1999, No : 23861, G/ADP/N/1/TUR/3/Suppl.3, 13 September 2006.

135) 既存措置の調査対象企業のみならず、新規供給者を含む全ての企業であると説明した。G/ADP/Q1/TUR/7, 31 May 2007, at 1.

136) 貿易パターンの変化は、主として貿易量の変化から判断するとトルコ政府は説明した。G/ADP/Q1/TUR/7, 31 May 2007, at 1.

137) 1999年法においては、この2要件に加えてダンピングの存在する証拠があるという要件が課されていたものの、2006年改正により削除された。

出価格の切り下げによって、対象産品のトルコ国内市場での販売価格について期待された効果が損なわれることによって、国内産業の損害に関して AD 税による救済効果が損なわれている証拠がある場合とされる（2条 i 号）<sup>138)</sup>。

迂回防止見直しの開始には AD 協定 5 条の要件が適用されるものの、原則として当初調査におけるダンピングまたは損害の認定に関する規定は適用されず（2006年改正規則38条）、内容及び本質において適当または必要な規則のみ迂回調査において適用される（同40条・41条）。迂回防止見直しにおいて正常価額の再計算を行う場合、暫定決定において認定される迂回の程度を超えない額<sup>139)</sup>のセキュリティデポジットを納めさせる<sup>140)</sup>。

見直しの結果として迂回が認定された場合、対象産品の同種産品または部品であって措置対象国または第三国から輸入されたものについても、既存措置を拡張適用できる。税額は、迂回調査の対象産品について迂回調査中に新たに計算されたダンピングマージンに照らして決定する。輸出価格切り下げ型迂回調査の場合、原則として当初調査時の正常価額に照らしてダンピングの有無を判断するものの、輸出者は新たな正常価額の計算を求める権利が認められる（39条）。

迂回防止措置の AD 協定との整合性については、マラケシュ閣僚決定で迂回が問題だと認められたことから、迂回防止措置をとることを WTO 協定は禁じておらず、また、国内法上 AD/ 措置の見直しを開始できるのは当該措置の発動後 1 年後以降としているため、それ以前に生じる税吸収に対応するため

---

138) 2001年通報時点では、上記定義のうち 2 点目についての手続のみ規定があり、第 1 点目についての手続がなかったものの、トルコ政府は、迂回の定義が明確でありその適用についても事後の司法審査に服するため、問題ないと回答した。G/ADP/Q1/TUR/5, 10 January 2001, at 12.

139) このような暫定的決定がなされた例はないものの、いずれにせよ最大でも当初措置の課税レベルを超えることはないとしてトルコ政府は回答した。G/ADP/Q1/TUR/7, at 3.

140) 2001年通報時は輸入登録による遡及的課税制度を設けていたものの、2006年改正時にデポジット制度に変更した。

に迂回防止規定が必要だと説明した<sup>141)</sup>。

(xxi) 米 国

1988年以来<sup>142)</sup>、関税法781条に基づいて AD/CVD 措置に関する迂回防止措置をとることができる。1994年改正時に対象とする迂回の形態が拡大され<sup>143)</sup>、現在に至る。迂回の認定の手續には、既存措置の対象範囲の確定に関する1997年 AD/CVD 規則351.225条が適用される<sup>144)</sup>。

迂回の定義は、既存措置の適用を逃れるための貿易又は生産パターンの変更とされ、輸入国迂回、第三国迂回、微少変更品及び後開発製品の4つの形態が規律の対象とされる。

迂回の認定要件としては、(1)米国内での工程が微少 (minor or insignificant) か否か、及び、(2)措置対象国から輸入された部品の比率が相当割合 (a significant proportion) を占めるか否か、を考慮する必要があり、さらに、迂回の形態ごとに関連する各要素についての考慮要素が列記される (781条)。

迂回防止見直しの手續は、300日以内に完了するものとされ、迂回防止以外の目的でなされる対象範囲見直しが120日以内であるのと異なる<sup>145)</sup>。迂回が認定された場合、既存措置が拡張適用される。

迂回防止措置の AD 協定との整合性に関しては、迂回に関するマラケシュ閣僚決定が出されたことでもって、迂回防止措置をとることが WTO 協定上も正当化されたと位置付ける<sup>146)</sup>。

運用においては、近年、中国やベトナムに対する措置に対する迂回防止見直

---

141) G/ADP/Q1/TUR/5, 10 January 2001.

142) 上述 II. B. 1. a. (iii)参照。

143) The Uruguay Round Agreements Act Statement of Administrative Action, reprinted in H.R. Doc. No. 103-316, at subsection B.11 in Section on Agreement on Implementation of Article VI.

144) 19 CFR 351.225. 迂回防止見直しと対象範囲見直し (scope inquiry) の双方に適用される。

145) 19 C.F.R. § 351.225 (f) (5).

146) Statement of Administrative Action, 19 U.S.C. § 3511 (a).

しが増加している。後掲資料2のとおり、2004年以降から積極的に運用する傾向が見られる。1995年以降に開始された迂回防止見直し15件のうち、2000年以降に開始された7件については、調査終了した1件を除いて全て迂回ありとの認定がなされた。なお、微少変更品として迂回を認定したのは2件であり<sup>147)</sup>、後開発産品として迂回を認定したのは1件のみである<sup>148)</sup>。

### (xiii) ベネズエラ

ベネズエラは、1993年不公正貿易法実施規則54条において、輸入国迂回に対して迂回防止措置をとるための規則を設けた<sup>149)</sup>。本条は、同種の製品の範囲の拡大に関する規定であるものの、同法中でダンピング認定に関する第1部ではなく措置の賦課に関する第4部に置かれており、既存措置の存在を前提としていることから、迂回防止措置と見ることができる。

同規則5条において、部品の輸入であって、経済的に無意味でありかつその基本目的が完成品に対する既存措置の適用を逃れることにあると考える十分な理由があるものについては、同種の製品と認定することができると規定した。

当該認定は当局が行うと規定するのみで手続規則はないものの、迂回が認定された場合、同種の製品の範囲を拡大する形で既存措置（暫定措置又は確定措置）が適用される（1992年法54条）。

---

147) *Final Determination of Circumvention of the Antidumping Order: Cut-to-Length Carbon Steel Plate From Canada*, 66 FR 7617 (24 January 2001). なお、認定理由は以下の4点からなる：(1)物理的特性が同じ、(2)消費者の認知、利用法、産品販売経路が同じ、(3)微少変更のコストは僅か、(4)本国市場にニーズがないにもかかわらず、当初調査に合わせて生産を変更した。

148) *Affirmative Final Determination of Circumvention of the Antidumping Duty Order: Later-Developed Merchandise Anticircumvention Inquiry of the Antidumping Duty Order on Petroleum Wax Candles from the People's Republic of China*, 71 FR 59075 (October 6, 2006).

149) Regulations under the Law on Unfair Foreign Trade Practices, Decree No. 2.883 of 5 April 1993, G/ADP/N/1/VEN/1, 6 April 1995.

## b. 法令を備えない国

## (i) 伝統的 AD 利用国

伝統的に AD 措置を積極的に利用してきたオーストラリアやカナダは、迂回防止措置に関する法規定を設けていない。通関時の虚偽表示に対しては関税法上の通常の制裁を適用し、それ以外の形態の AD 迂回があった場合には新規調査する姿勢である。ただし、カナダは見直しによって対象製品の範囲の変更を行うことで、微少変更品については実質的に米国と同様の対応をとることが可能となっている<sup>150)</sup>。オーストラリアは迂回の恐れがある場合に輸入登録や保証金の支払いを求める場合がある<sup>151)</sup>。ニュージーランドも、これまで迂回防止規定を設けず、迂回が生じたとされる場合でも新規調査を行ってきた<sup>152)</sup>。輸入国迂回が疑われたいわゆる中国製ペイントブラシ事件も、当初調査における対象製品の定義を確定する問題として処理した<sup>153)</sup>。ただし、新規調査を行うのは当局の負担が大きいこと等を理由に、今日では迂回防止措置を AD 協定で明示的に承認するよう求めている（上述 II. B. 2. a. (ii)参照）。

## (ii) タ イ

なお、かつては迂回防止規定を有していたものの WTO 協定発効後に削除した加盟国もある。タイは、1991年商務省告示12条に輸入国迂回と第三国迂回

---

150) Ronald C. Cheng, Canada, in *Anti-Dumping under the WTO: A Comparative Review* (Keith Steele ed., Kluwer, 1996), at 93.

151) Australian Customs Service, *Anti-Dumping and Subsidy Manual*, August 2007, at 105.

152) NZ Ministry of Commerce, *Trade Remedies in New Zealand, A Discussion Paper*, February 1998, at 48.

153) Ministry of Economic Development (New Zealand), *Hog Bristle Paintbrushes from the People's Republic of China*, Non-Confidential Reassessment Report (July 2003), para. 169. 主要な判断内容は以下の通り。当初調査の最終決定では部品が措置の対象範囲内だと明示されていないものの物理的特性、機能、関税分類から見てブラシの刷毛とブラシとは同種の製品だと言えるため、ブラシの刷毛も既存措置の対象範囲内である (para.159)。迂回防止規定がないため、これは迂回防止措置ではない (para.167)。

に対して迂回防止措置をとるための規定を置いたものの<sup>154)</sup>、1997年改正時に削除した<sup>155)</sup>。

旧1991年告示における迂回の認定要件は、以下の7要件である：(1)組立目的での部品の輸入、(2)既存措置対象者の関連者による輸入、(3)既存措置対象産品と同一輸入源からの部品輸入、(4)当該部品が最終産品の重要部分をなす(essential)、(5)既存措置の調査開始後に当該輸入が相当程度増加、(6)既存措置の調査時点での正常価額と比較してダンピングの十分な証拠がある、(7)損害の再発防止のために必要。迂回が認定された場合、既存措置を拡張適用できる(旧12.1条)。

次に、ダンピング輸入された部品が第三国で組み立てられて完成品として自国に輸入された場合、当局は当該完成品についても課税することができることを定める(旧12.2条)<sup>156)</sup>。

### (iii) 日本

日本は、従来から輸出企業が他国のAD措置によって不利益をこうむることを問題視しており、伝統的にAD措置を発動することに消極的であった。

154) Notification of the Ministry of Commerce on criteria and consideration procedures for the imposition of special duty on products which are imported into Thailand at unfair prices and for the imposition of special duty on products which are subsidized and imported into Thailand, B.E. 2534, published in the Royal Gazette, vol. 108, section 178, 8 October 1991, G/ADP/N/1/THA/2, 14 June 1995. 本規定は WTO 協定成立前に施行した規定であり運用例もなく、いずれにせよ AD 協定18.1条に従って WTO 協定と整合的にのみ運用する方針であるとタイ政府は説明した。G/ADP/W/300, 29 February 1996, at 12.

155) Notification of the Ministry of Commerce on the Imposition of Anti-Dumping and Countervailing Duties, B.E. 2539, G/ADP/N/1/THA/3, 13 January 1997.

156) "12.2 In cases where parts and components which are imported at unfair price or are subsidized, are assembled in the third country and imported into Thailand in the form of finished products, the Committee may recommend to the Minister to impose a definitive special duty on such finished products." ただし、この旧12.2条は、第三国迂回に対応した規定であったか部品ダンピングに対応した規定であったかは不明確である。

AD措置の機能を限定的に解釈するという立場から、AD関連法令に迂回防止規定を設けたことはない。しかしながら、20番手綿糸やポリエステル短繊維に対してAD措置を発動した後<sup>157)</sup>、当該措置の対象範囲をわずかに外れる製品の輸入が増加した等、迂回行為の可能性が指摘された事案も存在する。

また、相殺関税措置を発動した際に、調査当局が事実上の迂回防止措置と類似した対応をとった例がある。韓国製DRAMに対する相殺関税調査では、調査対象企業による第三国での生産振替を防止する目的で、非特惠原産地規則において用いている「後工程」ではなく「前工程」を調査対象製品の原産地認定の基準として用いた<sup>158)</sup>。

## 2. 各国法令の示唆するもの

以上のような国家実行から、次のような知見が得られた。まず、WTO発足以前から明示的に迂回防止措置を発動するための法制度を備えていたのは、少なくとも9か国に上る。ただし、迂回防止規定を備えていても、実際にそれを適用して迂回防止見直しを実施したことのある国は、米国、ECに限られていた。米国及びECは2004年以降に迂回防止見直しの開始件数が増加しているものの（後掲資料1及び資料2参照）、総じて言えば、WTO発足後に迂回防止規定を適用した加盟国は、アルゼンチン<sup>159)</sup>、メキシコ<sup>160)</sup>、南ア<sup>161)</sup>、トルコ等<sup>162)</sup>、ごく一部に限られている<sup>163)</sup>。

157) 20番手等カード綿糸に対して課する不当廉売関税に関する政令（平成7年政令第308号）；ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令（平成14年政令第262号）。

158) ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令（平成18年1月27日政令第13号）1条。

159) 最新の適用事案として、以下参照。G/ADP/N/145/ARG, 25 July 2006.

160) 最新の適用事案として、以下参照。G/ADP/M/33, 28 February 2008, para. 47 ; G/ADP/M/34, 21 July 2008, para. 60.

161) 最新の適用事案として、以下参照。G/ADP/N/173/ZAF, 7 August 2008.

162) 最新の適用事案として、以下参照。G/ADP/N/173/TUR, 14 October 2008.

163) WTO加盟国によるAD委員会への通報に基づく。

迂回防止見直しを実際に行う国が限定的である一方で、迂回防止措置をとるための国内法令を設ける加盟国は、前節でみたように近年増加している。とりわけ、新規加盟国を含む発展途上国を中心に増加する傾向がある。従来は AD 措置の国際的規律に積極的だとされてきたいわゆるアンチダンピングフレンズ参加国の中にも、迂回防止措置を設ける国が散見される。このことは、何を意味するのであろうか。

第1に、迂回防止措置をとることの AD 協定との整合性について、AD 委員会への通報等の資料によれば、多くの加盟国はマラケシュ閣僚決定に言及するなどして AD 協定上禁止されていないと位置付けている。しかしながら、新たに迂回防止規定を設けた国のほとんどは、そもそも AD 措置を発動した経験がないことから、AD 迂回が具体的な問題として生起しているとは考えがたい。おそらく、AD 法令を初めて策定するまたは大幅改正する際に、念のため挿入しておくという国もあるかと推測される。こうした法令の増加のみをもって迂回防止措置の正当性が高まるわけではないものの、自国法令に迂回防止規定を設けた国は、今後 AD 協定における迂回防止措置の位置づけについて、より大きな関心を持って臨むようになる可能性がある。

第2に、規定の内容にはバラエティがある。1990年代に設けられた迂回防止規定にはウルグアイラウンド交渉中の条文改正案の影響が見られるのに対して<sup>164)</sup>、2000年代に設けられた規定の中には、EC の法制の影響が見られるものが多い。ただし、こうした新たに設けられた法令には、独自の規定も散見される点に留意が必要である。たとえば、迂回の有無を判断する基準時について、米国も EC も既存措置に至る当初調査が開始された後の企業行動を検討するとしてきたのに対し、アルメニア、中国、コロンビア、エストニア、ポーランドの法令等、近年設けられた迂回防止規定の中には、当初調査開始前の貿易パターンをも考慮すると規定するものがある。

第3に、規制対象とする迂回の形態には逆にバラエティが少ない。非伝統的

---

164) たとえば、アルゼンチンやコロンビアの旧法にダンケルテキストの影響が見られる。

な形態の迂回が生じているとの指摘が増している割には、ほとんどの新規法令は伝統的な形態の迂回に対象を限定している。ウルグアイラウンド交渉時点ですでに AD 協定上の対象として認められる可能性のあったカントリーホッピングさえ、今日国内法上規律の対象としているのは南アフリカのみである<sup>165)</sup>。規模の小さい市場に対して、AD 措置発動後に複雑な手間をかけてまで迂回しようとする企業は相対的に少ないと想定できるとすれば、一般には市場規模の小さい国は新たな形態の迂回に対して大きなリスクを有さないことが示唆される。これに対して、メキシコ、南アフリカ、ポーランド等は、対象とする迂回の形態を限定列挙せず、「その他」の形態の迂回についても対応可能としているため、その規律の射程に不明確性がある。

以上まとめると、近年なされている関連立法が特段の具体的な必要性に則してなされた例は多くないようであり、内容は他国の既存法令や交渉文書等を踏襲する場合が多い。ただし、迂回認定の基準時や規律対象とする迂回の形態等について、調査当局の裁量の範囲を拡大する方向で独自の規律を設ける例があることは、今後の国際的規律のあり方を議論する際にも影響を及ぼす可能性があるため注意が必要である。

## C. 紛争処理先例

### 1. 関連する先例

#### a. ドーハラウンド交渉開始前まで

##### (i) 「日本—半導体」事件

1947年 GATT の下で争われた本件においては、第三国迂回を防止するための措置と第三国ダンピングに対する措置との関係が争点の一つとなった。関連する部分を以下の通り整理する。

米国の日本製半導体への AD 措置をめぐるいわゆる日米半導体紛争を処理

---

165) See Gustav Brink and Tomohiko Kobayashi, Antidumping Law and Practice in South Africa, *Antidumping Laws and Practices of the New Users* (Junji Nakagawa ed., London : Cameron May, 2007), at 221.

するための二国間合意である1986年半導体協定は<sup>166)</sup>、「ダンピングの防止」と題した2条の3項において、米国政府と日本企業との間の価格約束の一環として日本企業が第三国に輸出する半導体の生産費用および輸出価格について日本政府が監視すること（第三国市場価格モニタリング）を義務づけた。これに対してECは、当該制度がECを含む第三国への輸出数量制限にあたるとして1947年GATT23条に基づく協議要請を行った。当該規定について、米国は日本製半導体が第三国を迂回して米国に輸出されるのを防止するための規定だと説明したものの<sup>167)</sup>、ECは第三国迂回の恐れに対しては「第三国ダンピング」として1979年AD協定12条に基づいて対処すればよく、AD措置の迂回防止の名目でもって6条の基本原則に反する措置をとることは正当化されないと主張した<sup>168)</sup>。また、ECは、GATT6条に基づいてAD措置をとることができるのは輸入国のみであり、輸出国によるAD措置は6条違反だと主張した。これに対して日本は、AD措置がとられること又はAD調査がなされることによって貿易が阻害されるのを防ぐために、そもそもダンピングを予防する目的で輸出国が価格監視を行うことはAD協定に違反しないだけでなくAD協定の精神に適合すると主張した<sup>169)</sup>。

パネルは、広範囲な情報提供、厳格化された輸出許可、生産調整の動機付け等の複合的な要素からなる措置として第三国市場価格モニタリングが

---

166) Arrangement concerning Trade in Semi-Conductor Products of 1986, L/6076, 6 November 1986.

167) *Japan – Trade in Semi-Conductors*, Report of the Panel, L/6309, 35 BISD Supp. 116, adopted 4 May 1988, para. 33. 日本政府もこのような問題として構成していた。1987年3月27日参議院商工委員会における田村元通産大臣答弁参照。ただし、実質的には米国企業が世界市場で日本企業との価格競争に敗れることを懸念したための規定であったとされる。Amelia Porges, *Japan – Trade in Semi-Conductors*, No. L/6309, 83 AJIL 388, at 389 (1989)；杉山晋輔「先端産業に於ける国家管轄権問題の本質」, 村瀬信也・奥脇直也編『国家管轄権 — 国際法と国内法』(勁草書房 1998年), at 451.

168) *Japan – Trade in Semi-Conductors* Panel Report, *supra* note 169, para. 44.

169) *Id.*, paras. 45 & 48.

GATT11条に違反すると判断した<sup>170)</sup>。11条違反の行為であっても6条に基づく行為として正当化されるという日本の主張に対しては、6条は輸出国の行為について沈黙している (silent) として退けた<sup>171)</sup>。他方で、輸出国がAD措置をとることは同条に違反するとのECの主張に対しても、同条が輸出国の行為について沈黙しているという同じ理由で退けた<sup>172)</sup>。そのため、本件措置の第三国ダンピングとの関係については判断が下されなかった。

(ii) 「米国—カナダ製真鍮厚板」事件

ウルグアイラウンド交渉進行中の1993年6月、カナダは、米国によるカナダ製真鍮厚板に対する迂回防止措置が1979年AD協定に違反するとしてAD協定に基づく紛争処理処理手続に付託した<sup>173)</sup>。

米国は、カナダ製真鍮薄板に対するAD措置を迂回して真鍮厚板が輸入されているとして、迂回防止見直しを行った。その結果、販売価格の違いが僅かであることなどを理由として、真鍮厚板も既存措置の射程内に含めるとの暫定AD措置を発動した<sup>174)</sup>。

これに対して、AD協定に従ったAD調査が行われることなく、またダンピング認定も損害認定もなされることなくAD措置が発動されたのはAD協定違反だと、カナダは主張したのである。この点で、本件は迂回防止措置のAD協定上の正当性が正面から争われた事案だと言える。しかし、本件手続がさらに進むことはなかった。

170) *Id.*, para. 117.

171) *Id.*, para. 120.

172) *Id.*, para. 121.

173) *United States - Application of Section 781 of the US Tariff Act of 1930 as Amended by the Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1988 (Anti-Circumvention Law) to Brass Plate from Canada*, Request for Consultations under Article 15.2 of the Agreement - Communication from Canada, ADP/101, 21 June 1993.

174) その後、カナダによるAD委員会への協議要請直後に確定措置を発動した。*Brass Sheet and Strip from Canada: Final Affirmative Determination of Circumvention of Antidumping Duty Order*, 58 FR 33610 (June 18, 1993).

## (iii) 「米国—韓国製カラーテレビ」事件

WTO 成立後も、迂回防止措置の AD 協定との整合性が正面から争われた事案は存在する。1996年1月、米国は AD 措置の対象となっている韓国企業がメキシコに生産拠点を移したことが第三国迂回に該当するとの申請に基づいて、迂回防止見直しを開始した。この見直し手続が AD 協定違反だと主張して韓国が1997年に協議要請を行ったのが本件である<sup>175)</sup>。具体的には、異なる国から輸出された製品の正常価額を同一とみなしたのが AD 協定2条違反である、また、さまざまな国から輸入された部品の組立に従事している申請者を国内産業と認定したのは AD 協定5条であるといった主張がなされた。また、措置対象者が措置撤廃を求めて申請した事情変更見直しの開始を遅らせながら、後から申請された迂回防止見直しを先行させたのは、既存措置の存続を図るための恣意的な運用であるとのシステミックな問題点も提起された。その後、問題とされた迂回防止見直しが申請者からの取り下げにより中止されたことにより<sup>176)</sup>、本件はパネル手続に入ることなく1999年に終了した<sup>177)</sup>。

## b. ドーハラウンド交渉開始後

上述のとおり、迂回防止措置に関して GATT/WTO の紛争処理手続は従来あまり実質的な影響を持たなかった。しかしながら、最近の紛争処理事案において、興味深い展開が見られる。

## (i) 「南アフリカ—トルコ製ブランケット」事件 (DS288)

トルコは、南アによる迂回防止見直しが AD 協定違反だと主張して2003年4月に協議要請を行った<sup>178)</sup>。というのも、南アは、1999年にトルコ製の阿克

175) *United States—Imposition of Anti-Dumping Duties on Imports of Colour Television Receivers from Korea*, Request for Consultations by Korea, WT/DS89/1, 16 July 1997.

176) *Color Television Receivers From the Republic of Korea; Notice of Termination of Anticircumvention Inquiry*, 62 F.R. 68255, 68256.

177) WT/DS89/9, 18 September 1998.

178) *South Africa - Definitive Anti-Dumping Measures on Blanketing from Turkey*, Request for Consultations from Turkey, WT/DS288/1, 9 April 2003.

リル製ブランケットに対してAD措置を発動した後、トルコからアクリル布が南アに輸入され南ア国内で軽微な加工を施されてブランケットとして販売されたことをもって輸入国迂回に該当すると判断して、2001年にアクリル布に対して迂回防止措置として既存措置を拡張適用したからである<sup>179)</sup>。トルコは、南ア当局による迂回防止見直しを開始する前にトルコ政府に適切な通知がなされず、調査中もトルコ企業に適切な応答の機会を与えなかったことがAD協定5条、6条および12条に違反すると主として主張した。

トルコは、WTO紛争処理手続に付託するのと並行して、自国企業を代表して南ア国内法上の不服申立てをAD当局に対して行った。迂回調査手続中の手続上の瑕疵については、南ア当局もトルコ政府の主張を認めたため<sup>180)</sup>、南アは本件迂回防止措置を2003年11月にいったん撤回した。しかし、あらためてアクリル布に対する新規調査を行い、2004年9月にAD措置を発動した<sup>181)</sup>。そして、この新しい措置に対してトルコは異議を申し立てなかった。

南アは2003年AD規則3.2条において迂回防止見直し手続の開始要件を事情変更見直し手続等と同等とすることを明記した。その後WTO紛争処理手続において明確な協議要請の撤回はなされていないものの、双方の満足すべき解決により紛争は解消したとみられる。

#### (ii) 「EC－ノルウェー産鮭」事件 (DS337)

本件において問題となったのは、ECが迂回防止の目的で対象産品の範囲と国内産業の定義をずらしたこと、および、AD税の徴収を確保する目的で固定

---

179) なお、アクリル製ブランケットに加工されないアクリル布についてはAD税分が還付される。

180) International Trade Administration Commission of South Africa (South African ITAC), Report No. 25, 30 September 2003, section 3.4.

181) South African ITAC Report No. 30, 17 Decembe 2003. なお、本件迂回防止見直しの時点では国内法上の明確な規定がなかったものの、2003年11月に公布されたアンチダンピング規則40.1条において、迂回防止措置を含む見直し手続において外国政府へ通知を行うことが明文化された。

税を併用したことである。なお、このうち、国内産業の定義の操作は、AD 措置の後の迂回に対抗するためではなく、そもそも迂回が行われないう予防するためであった。他方で、固定税を賦課するのは通関後の検証措置の後の迂回に対抗するためである。

具体的には、第1に、加工によるAD措置の迂回を予防するため、加工なし(ラウンド)の鮭に加えてHOG(ドレス：頭部と内臓を除いたもの)及びフィレ等が調査対象産品に含まれた。その一方で、ラウンドの輸入により損害を被ったとしてAD調査を申請した養殖業者のみ国内産業とされ、安価な輸入品を志向するフィレ加工業者は規模が大きいかかわらずAD協定6.12条にいう「産業上の利用者」に分類して国内産業の定義から除外された。このような調査の遂行がAD協定4条及び5条に違反するとノルウェーは主張した。

この点についてパネルはノルウェーの主張を認め、調査対象産品の国内同種産品の生産者を国内産業の定義から除外することは4条に違反し、それゆえ3条及び5条の違反も生じたと判断した<sup>182)</sup>。

第2に、ECは虚偽表示や税の吸収等によってMIPが「迂回」される恐れに対処するため<sup>183)</sup>、AD措置を発動するにあたって最低輸入価格(MIP)を設定すると同時に、通関後価格検証措置によって対象産品がEC域内においてMIPを下回る価格で販売された場合、一律の追加税率(fixed duty：以下では「固定税」と呼ぶ)を課すよう定めた。ノルウェーは、損害を除去する価格レベルであるMIPを超えてAD税を課すのはAD協定9条に反すると主張した。ECは、固定税はAD協定18.1条に基づくAD措置ではなく、仮にAD協定に違反するAD措置であってもGATT20条d号によって正当化されると主張した<sup>184)</sup>。

182) Panel Report, *European Communities – Anti-Dumping Duties Measure on Farmed Salmon from Norway*, WT/DS337/R, 16 November 2007, adopted 15 January 2008, at 7.124.

183) *Id.*, paras. 4.49, 7.403 & 7.411.

184) *Id.*, paras. 4.94 & 7.754.

これに対してパネルは、固定税がAD規則に基づいてダンピングマージンを基準に設定され、決定文においてもAD税と銘打たれていたことから、そのデザイン及び構造においてAD協定18.1条に規定するAD措置だと位置付けた上で<sup>185)</sup>、仮にMIPを上回る支払いが生じた場合であってもAD協定9.3.2条に基づく還付が事後になされれば足りると判断し、MIPを超えるレベルの税が課されたことのみをもってAD協定9.3条違反だとはいえないと判示した<sup>186)</sup>。本件パネル判断は、上訴されることなく確定した。

(iii) 「米国－追加的ボンド」事件 (DS345)

本件においては、将来の迂回の恐れにあらかじめ対処するという目的を含むボンド要求がAD協定上正当化されるか否かが問題とされた。

本件において問題とされたのは、AD税の徴収を確保する目的で米国が課した追加的な保証支払い義務のAD協定との整合性である。米国はAD措置の対象産品を輸入するたびに輸入者が税関に関税等の10%（最低5万ドル）に相当するボンド（保証金）の供託を求めていたところ、いわゆる遡及的徴収システムを採用していることから、新規に措置が発動された産品のボンド額はAD税率を含まない一般関税率を基準として計算することとしていた。そのため、輸入時に供託されたボンドが最終的に確定したAD税率を下回る場合があった。本来であれば不足分については事後に支払いを求めるべきであるものの、いくつかの農水産品に係る措置において、対象企業が措置発動後に雲隠れした等の理由で、AD税が徴収できない事態が生じていた。これに対応するため、米国は2004年に新たに追加的ボンド要求（EBR）制度を設け、特定の農水産品に対するAD措置が課された産品の輸入については、当該措置の発動前1年間における当該産品の輸入額にAD税率を乗じた額の追加的ボンドの提供を求めることとした。この制度は、迂回が生じた場合の関税収入を確保するた

185) *Id.*, para. 7.417.

186) *Id.*, paras. 7.749 & 7.760.

めにも役立つとされた<sup>187)</sup>。

これに対して、EBR 制度が適用された AD 措置対象国であるインド及びタイは、AD 措置対象者に過大な金銭的負担を負わせる EBR が GATT 及び AD 協定に違反するとを主張して WTO 紛争処理手続に付託した。申立国であるインド及びタイは、米国の EBR 制度に AD 協定上の根拠がないことを取り上げ、「ダンピング輸出に対するいかなる措置」(specific action against dumping) も、AD 協定により解釈される 1994 年 GATT の規定による場合を除くほかとることができないと定める AD 協定 18.1 条に違反すると主張した。これに対して米国は、個別の事案に応じて税の徴収確保が必要な場合にのみ追加的のボンドを要求するという点で AD 措置とは別個の措置であり、AD 協定の規律の対象外であり AD 協定によって禁止されていない行為であるため AD 協定 18.1 条にいう AD 措置に該当しないと主張した<sup>188)</sup>。

パネルは、EBR の特定性 (“specific action” か否か) 及び対抗性 (“against dumping” か否か) について順に検討した。特定性については、追加的ボンド額が AD 税率に依拠して決定されることから肯定的に判断し、対抗性についても、EBR の適用された AD 措置対象者にとって支払い負担を軽減するためダンピングマージンを低減させようとするインセンティブが生じる点で、肯定的に判断した<sup>189)</sup>。その上で、AD 措置の発動後に保証の提出を要求することは GATT 2 条及び 3 条に関する注釈によって許容されうるとしつつ<sup>190)</sup>、確定的 AD 税の追徴の蓋然性を示さずに EBR を適用したことは同注釈の許容する「合理的な」保証にあたらぬとして、AD 協定 18.1 条に違反すると認定した<sup>191)</sup>。ただし、裁量的法令であることを理由に、EBR 制度それ自体の違反

187) WT/TPR/M/160/Add.1, 27 September 2006, at 190 & 192.

188) Panel Report, *United States – Customs Bond Directive for Merchandise Subject to Anti-Dumping / Countervailing Duties*, WT/DS345/R, 29 February 2008, para. 7.34.

189) *Id.*, para. 7.47.

190) *Id.*, para. 7.107.

191) *Id.*, para. 7.130.

は認定しなかった。

上級委は、同注釈における合理性の判断についてパネルの示した判断枠組みに不足があるとした上で<sup>192)</sup>、実体的判断としてはパネルと同様に、追加徴収の蓋然性を示すことなく EBR を適用したのは合理的でないとして、AD 協定 18.1条違反があるとの認定を維持した<sup>193)</sup>。

(iv) 「中国－自動車部品」事件 (DS339)

迂回の問題が AD 措置の文脈に限定されるか一般性を有する問題であるかが争われたのが、「中国－自動車部品」事件である。

中国が一部の自動車部品であって通関後に中国国内で完成車に加工された場合には完成車に課すのと同等の関税を課す制度を設けたことに対して、米国、カナダおよび EC (以下、申立国と呼ぶ) が GATT 2 条違反だと主張して WTO 紛争処理手続に付託した。

中国は、本件制度が関税の迂回防止のための措置であり、AD 迂回防止措置と同様に GATT 20 条 d 号に基づいて正当化されると主張した。これに対して申立国は、GATT 6 条に基づく AD 措置と GATT 2 条に基づく関税措置とでは規律が異なること、AD 迂回防止措置は特定の要件に関する個別の調査を経て初めて適用される点で本件制度と異なること、AD 迂回防止措置は個別のダンピングマージンに応じて個別の追加関税等が課される点で本件制度と異なること、そもそも迂回が問題となっているのは AD 措置についてのみであることを指摘した。

パネルは、申立国の主張を採用し、以下のように判断した。まず、迂回に関する閣僚決定が明示しているとおり WTO において迂回が問題となっているのは AD 措置に関する文脈に限定されており、それを一般関税に拡張適用す

192) Appellate Body Report, *United States—Customs Bond Directive for Merchandise Subject to Anti-Dumping/Countervailing Duties*, WT/DS345/AB/R, 16 July 2008, adopted 1 August 2008, para. 263.

193) *Id.*, para. 269.

ることは正当化できない<sup>194)</sup>。また、AD 迂回防止措置は過去にダンピング輸入がなされた製品に対して個別に対応することを目的とする点で、そのような条件をつけずに適用される中国の本件制度と異なるのであり、いずれにせよ完成車と自動車部品とで関税率が異なるのは、WTO 加盟交渉の結果として編成された中国の譲許表それ自体がそのように記載しているからである<sup>195)</sup>。

中国は本件パネル判断の一部を不服として上級委員会に上訴したものの、GATT20条 d 号に関する判断については上訴事由に含まれていなかったため、判旨に変更が加えられることなく確定した<sup>196)</sup>。

## 2. 近年の紛争処理事例の示唆するもの

以上のように、AD 迂回及び AD 迂回防止措置に関連して、従来意識されてきたより多くの事例が紛争処理手続に付託され、法的論点が提示されている。これらの紛争処理先例から、さしあたり以下のような知見が得られる。

第1に、「日本－半導体」事件は、日米半導体協定に基づく日本の輸出規制措置が直接の対象となったものの、AD 迂回防止措置としての価格約束の機能及び日本の迂回防止措置への選好の度合いについて示唆を与えている。政府間約束まで締結された本件が特殊であるとしても、現行協定の下では、AD 税を賦課するよりも価格約束を締結し詳細な監視制度の下におく方が当局にとって迂回を効果的に防止することが可能である<sup>197)</sup>。迂回防止見直しが提起されるリスクを抱えるよりも、措置対象者としては価格約束を締結してあらかじめ一定程度の監視に服することの方が得策だと考える。このことは、AD 協定に

---

194) Panel Report, *China — Measures Affecting Imports of Automobile Parts*, WT/DS339/R, 18 July 2008, paras. 7.499-7.500 and 7.504.

195) *Id.*, para. 7.504.

196) See Appellate Body Report, *China — Measures Affecting Imports of Automobile Parts* WT/DS339/AB/R, 15 December 2008, adopted 12 January 2009, paras. 113 and 198.

197) ただし、ダンピングに対抗するための手段として輸出国が迂回防止措置をとることがAD 協定18.1条に照らして許容されるか否かは別論である。

において迂回防止措置に関する規律を設けるにあたって、課税措置と価格約束との規律のバランスを確保することの重要性を示している。

第2に、「米国－カナダ製真鍮厚板」事件及び「米国－韓国製カラーテレビ」事件は、いずれも実質審理に入ることなく終了したものの、迂回防止措置のAD協定との整合性が正面から問われたことで、措置発動国にとっては迂回防止措置がAD協定違反と判断されるリスクに直面した。このようなAD協定上の根拠の脆弱性があらためて顕在化したことが、本問題に関する米国の交渉姿勢の基底にある可能性がある。

第3に、「南アフリカ－トルコ製ブランケット」事件は、迂回防止見直しの手続的規律の重要性を示している。本件紛争の争点は迂回防止見直しにおけるAD協定の手続的規律の適用の可否にあり、トルコは迂回防止措置がAD協定18.1条違反であるとの主張を展開していない。迂回防止法制を有するトルコも迂回防止見直し手続における手続規則が適用されるべきだと考えており、その点は南アも理解を共有していたと見られる<sup>198)</sup>。

第4に、「EC－ノルウェー産鮭」事件のパネル判旨のうち、国内産業の定義については、迂回防止見直しにおける損害の証拠ないし既存措置の救済効果に関する考慮要素に影響を及ぼしうる。本件判旨を敷衍させれば、迂回防止見直しにおける対象製品の国内同種製品の生産者の利益も考慮することが必要となる可能性があるためである。

他方で、固定税の取り扱いについてはパネル判断の理由に不明確な点がある。まず、予測的徴収制度をとる国において、事後に還付しさえすればどのような高率であっても固定税の形態で徴収してよいとすれば、中小企業や途上国の企業にとっては過重な負担となる可能性がある。そうであるとすれば、「米国－追加的ボンド要求」事件上級委員会の判旨と整合するか疑問である。また、本件固定税が適用される場合、個々の輸出者ごとではなく全ての対象製品に適用されうるため、個々の対象者による「迂回」の有無にかかわらず自動的に

---

198) South African ITAC Report No. 25, 30 September 2003, at 11.

AD 措置が拡張適用されうることとなる。

第5に、「米国－追加的ボンド」事件と「EC－ノルウェー産鮭」事件においては、濫及的徴収制度と予測的徴収制度の違いにかかわらず、伝統的に迂回防止措置を利用してきた国が、迂回に対抗するための措置ではなく迂回を予防するための措置を新たに設けるようになってきている現象が見て取れる。いずれの事件においても、上述のように AD 規則に基づいてとられた措置であったことなどを理由として AD 協定の規律が及ぶと判断されたものの、仮に AD 措置に限らず国境措置一般に適用される国内法令に基づいて迂回防止措置が取られる場合、AD 協定の規律の射程外だと判断される可能性がある。このような場合、AD 協定と GATT20条 d 号の規律水準の権衡が十分に図られなければ、AD 協定において迂回防止措置に関する実体的・手続的規律を設けても、GATT20条 d 号に基づく措置へと加盟国の選好が変化する可能性がある。

第6に、上述の「米国－追加的ボンド」事件及び「EC－ノルウェー産鮭」事件の被提訴国が AD 迂回防止措置と一般的な迂回防止措置とを切り離して措置の正当化を試みようとしたのに対し、「中国－自動車部品」事件における中国は、両者の共通性を強調することで、事故の措置の正当化を図った点が注目される。パネルは迂回防止措置が AD の文脈に限定されると判断したものの、上述のように他の分野においても問題として存在することは否定しがたく、また、「米国－追加的ボンド」事件及び「EC－ノルウェー産鮭」事件等の紛争処理先例はこの点を否定する趣旨とは解されない。さらなる検討を要するものと思われる。

#### IV. 結 論

AD 協定において迂回防止措置をどのように位置づけるかという論点は、AD 措置の実効性と AD 協定の実効性の双方を左右しうる重要論点であると同時に、現在進行中のドーハラウンド交渉の争点の一つでもある。これまで国際的規律が明らかでないものの、加盟国による国家実行の蓄積がある。本稿は、

このような特質を有する本論点について、理論的課題を整理し、加盟国が実践可能な国際的規律の在り方を探求する作業の一端をなす(上述Ⅱ. A. 2)。個々の論点に関する分析を深めることを一定程度犠牲にしつつも、従来の議論の20年にわたる展開過程を追跡し(上述Ⅱ. B)、今日的な国家実行及び紛争事例の動向に光を当てることを通じて、AD 迂回防止措置をめぐる問題の全体像と今日的展開を浮かび上がらせようとした(上述Ⅲ.)。

第Ⅱ章における分析は、以下のように要約できる。迂回防止措置の国際的規律に関する従来の議論は、加盟国間の深刻な対立を背景として対象が狭い範囲に限定されたことで、一定の技術的精緻化はなされたものの、今日において広範な加盟国が受け入れ可能で、かつ将来に生じうる新たな形態の迂回にも対応しうるような国際的規律の枠組みを提示するには至っていない。詳細な要件や数値について論じる前に、迂回防止措置のAD協定、ひいてはWTO協定全体における位置づけを明らかにすることが必要とされているというのが、今日の問題状況である。

第Ⅲ章における検討から得られた知見は、以下のように要約できる。まず、国家実行としては、途上国を中心に迂回防止措置をとるための国内法令を設ける加盟国が近年顕著に増加しており、運用実績も多様化しつつある。それらの法令が特段の具体的な必要性に則してなされる場合は多くないようであり、内容は他国の既存法令や国際交渉文書等を踏襲するものが多い。ただし、迂回認定の基準時や規律対象とする迂回の形態等について、調査当局の裁量の範囲を拡大する方向で独自の規律を設ける例がある等、新たな論点も提起している。今後の議論においても看過すべきでない(上述Ⅲ. B. 2参照)。

次に、紛争処理事例については、迂回防止措置に関連する価格約束の機能、手続的規律の位置づけ等に関して、今後の国際的規律の在り方を検討する際に重要な示唆を与えている。また、AD発動国が、迂回行為が起きた後に対抗するのではなくそもそも迂回が起こらないよう様々な形で予防的対応をとる例があり、そうした行動がAD措置であるか否かの性質決定を含め、国際的規律のあり方を論じるにあたっては包摂的な検討を行う必要がある(上述Ⅲ. C. 2参照)。

以上のとおり、本稿は、迂回防止措置に関する国際的規律の在り方について、従来の先行研究とは異なる切り口で分析を行う足がかりを見出そうとした。得られた知見はいずれも、諸国の迂回防止法令の運用実行を精査しつつ、今後さらなる検討を必要とするものの、AD 迂回防止措置を包摂的に捉える際の課題は明らかになったと思われる。

とりわけ、より喫緊の課題としてドーハラウンド交渉のマandat内でのAD協定における迂回防止措置の位置づけを論じるにあたって、今後さらに検討するにあたって関連すると思われる論点を提起し、議論に供したい。

第1に、従来の議論の過程を見れば、どのような形態の迂回に対応しうるかが、交渉の成否を左右してきたことがわかる<sup>199)</sup>。2007年議長テキスト発出後の交渉状況を見ると、伝統的な形態の迂回を対象としてこれ以上詳細さや明確性を追求しても合意は困難かと思われる<sup>200)</sup>。AD協定の実効性を確保することが全WTO加盟国の共通利益であるとすれば、AD協定における迂回防止措置の位置づけについては、(1)迂回防止措置の対象とすることが認められる迂回の形態については、将来新たな形態の迂回が生じた場合にAD協定の改正なしに加盟国が対応しうるよう例示列挙とし<sup>201)</sup>、他方で、(2)迂回防止見直しの手続的規律を厳格化することによって不必要な迂回防止措置がとられることを防ぐことでもってバランスをとるという方向性が考えうる<sup>202)</sup>。

---

199) 複数の第三国からの部品輸出等の生産・貿易パターンの操作、ダミー会社の設立等の会社法上の処理、bundling等の会計上の処理といった形態の行為に加えて、近年では加工契約等の形でサービス貿易の体裁をとることによってAD措置の対象外となりうるか否かも問題となった。サービス契約の形による迂回については、米国連邦最高裁の2009年1月26日 *USEC v. Eurodif* 事件判決参照。

200) ドーハラウンド交渉におけるルール議長テキストの評価については、上述Ⅱ.C. 1参照。

201) メキシコ、ポーランド、南アフリカ等の現行法令に例がある。上述Ⅲ. B. 1. a参照。

202) 許害的な迂回防止見直しによって企業が負担を被らないようにするためには、取りうる迂回防止措置の形態を制限し、かつ、迂回防止見直しの結果として迂回なしと認定された場合の特別の補償措置を定めることが考えられる。AD措置の全廃を望む国はさておき、日本のようにAD措置自体に慎重でドーハラウンド交渉に

第2に、仮に迂回防止見直しをAD協定上容認することとした場合、その手続的規律として、迂回防止見直しが申請され又は発動されるタイミングがどのように措置の実効性及び措置対象者の負担に影響を及ぼすかについても慎重に検討することが必要だと思われる。たとえば、迂回防止見直しの申請がなされるのが既存措置の発動直後である場合の方が迂回による損害の証拠を認定する蓋然性が高くなるとすれば、当初調査開始申請時に恣意的に対象産品を狭く設定した上で措置発動後に緩い基準の下で対象産品の範囲を拡大するという運用を許す恐れがあるため、手当てが必要である<sup>203)</sup>。他方で、サンセット見直しと同時にまたはその直前に迂回防止見直しが申請される場合、迂回防止見直しにおいて迂回が認定されたことを理由としてサンセット見直しにおいてダンピング及び損害の再発の蓋然性が認定されやすくなるとすれば、サンセット見直しに関する規律の実効性が損なわれる恐れがあるため、手当てが必要である。また、技術進歩の著しい分野において、後発産品に対して迂回防止措置が繰り返される形で既存措置を継続することが容易になれば、サンセット見直しに対する規律の実効性が損なわれる恐れがある。

第3に、迂回防止措置に関する規律が価格約束にどのように及ぶかの整理は不可欠である。価格約束においては詳細な履行監視措置が設けられるのが通例であり、たとえば、ニュージーランドが2007年に新たな現象として提起した「抱き合わせ」(bundling)についても、米国の調査当局は価格約束の際に防止措置

---

においても規律強化を志向する国こそ、迂回防止措置の役割の再検討が必要である。慎重に調査を行った上でなおAD措置を発動すべき場合に、当該措置が容易に迂回されてしまうのは避けたいと思うのではないだろうか。

203) 南アフリカ国内法においては、既存措置発動後1年以内に迂回防止見直しの申請がなされた場合、損害認定のデータを新たに提出しなくてよいと定める。なお、迂回防止見直しにおいて検討すべきは、AD措置によって除去しようとする損害、つまりAD措置発動後に損害の証拠があるか否かであって、過去(当初調査対象期間中)に蓄積された損害を事後に救済するわけではないことについても明確にすべきであろう。また、トルコ国内法においては、AD措置発動後1年以上経過後に初めて事情変更見直しを開始できることとされているため、1年未満の行為は迂回防止措置でもって対応することが想定されている。

を講じている等、すでに一定の蓄積がある。調査対象者にとっては将来迂回防止見直しに対応するリスクがあることを厭って当初調査段階から価格約束への誘因が生じる可能性があり、価格約束の多用という形での AD 措置の管理貿易化を促す恐れがある。また、迂回防止見直しを価格約束によって終了することが可能であるか否かも今後の検討課題であろう。

第4に、第3章でみたとおり、途上国においても迂回防止措置への関心がある程度高まっているところ、途上国の特別待遇が認められる範囲について事前に検討しておくことが重要だと思われる。この点、仮に一定の迂回防止措置について AD 協定に規定が挿入される場合、AD 協定15条に基づく途上国への「建設的な救済」を認めることが検討事項になりうる<sup>204)</sup>。たとえば「迂回の有無の認定において『対象企業が行った投資の態様及び程度』を検討する際、投資受入国の正当な利益にも十分な考慮を払う」という趣旨の規定を挿入することで、「建設的な救済措置」として、途上国を第三国とする第三国迂回の調査において正常な投資活動が迂回だと認定される恐れを低減させるという有利な待遇が得られる<sup>205)</sup>。

第5に、隣接する規律との整合性を確保することが必要である。たとえば

---

204) 関連する WTO 紛争処理先例によれば、「建設的な救済措置」とは AD 協定中に明示された有利な待遇を意味すると解されており、現行協定上はレッサーデューティールール及び価格約束だとされる。Panel Report, *European Communities – Anti-Dumping Duties on Imports of Cotton-type Bed Linen from India*, WT/DS141/R, as modified by the Appellate Body Report, WT/DS141/AB/R, adopted 12 March 2001, para. 6.229.

205) また、以下のような効用を生ぜしめうる。まず、とりわけ経済発展のために投資を積極的に受け入れたい途上国にとっては、迂回防止措置によって正常な投資まで失ってしまうことへの懸念を緩和できる。また、輸出国にとっては、第三国迂回に対する迂回防止見直しにおいては途上国が第三国として関与する場合が少なくないと考えられることから、第三国迂回に対して迂回防止措置が適用される可能性を実質的に低めることになる。さらに、AD 措置発動国にとっては、第三国への投資がなされている場合に適用範囲を限定することで、近年ますます問題となりつつある先進国や新興国の企業による輸入国迂回や微量変更品の形での迂回行為に対して適切に対応する手段が確保できる。

AD 措置の迂回の場合と CVD 措置の迂回の場合とで、とりうる迂回防止措置にいかなる差異がありうるかについても、議論が必要である<sup>206)</sup>。また、国内租税法上の租税回避概念との関係も整理する必要がある。

以上、困難な対立のただなかにあるドーハラウンド交渉を含め、迂回防止措置の国際的規律のあり方について今後さらに検討を進めるにあたって留意すべき論点を示した。AD 協定における迂回防止措置の位置づけは、AD 協定、ひいては WTO 協定の実効性に関わる論点であり、引き続き検討していく必要がある。本稿は、その射程を再設定しようとする作業であった。

(了)

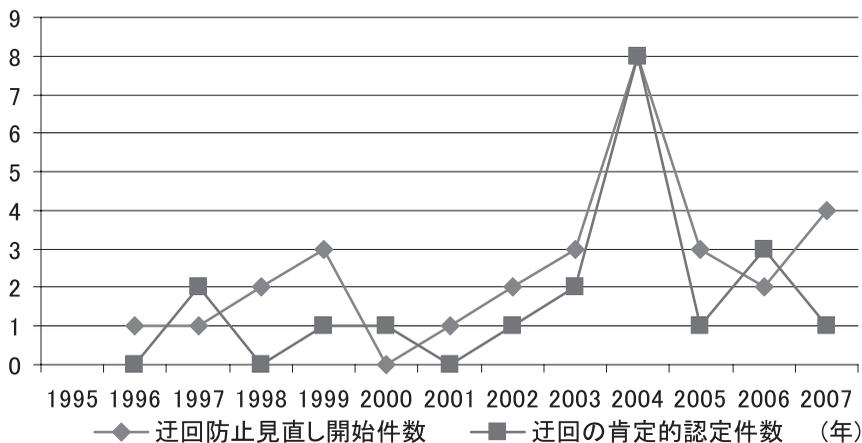
---

206) たとえば、南アフリカの2005年 CVD 規則においては、CVD 措置をカントリーホッピングの形態で迂回されることはないものと想定して、2003年 AD 規則とは異なりカントリーホッピングに対応する規定を設けなかった。Gustav Brink, *South Africa's Countervailing Regulations*, tralac Trade Brief No. 4, August 2005.

## 資料1

(件)

ECにおける迂回防止実績 (1996-2007)

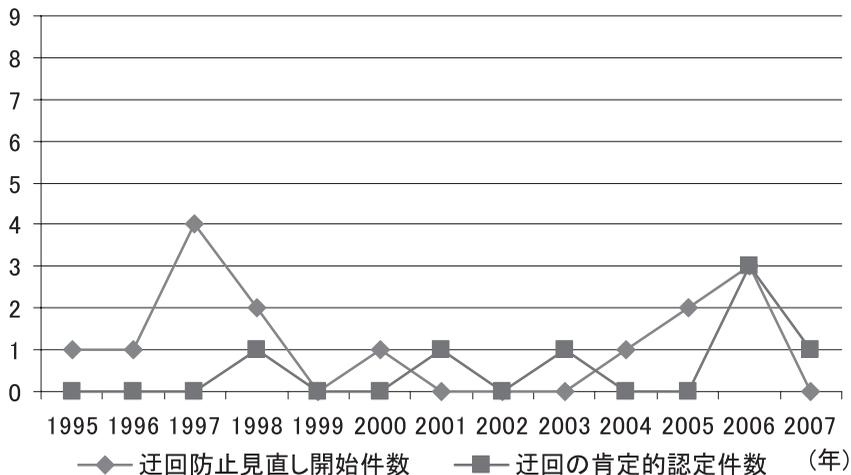


Source: EC statistics

## 資料2

(件)

米国における迂回防止調査実績 (1995-2007)



Source: US Federal Register